

令和5年第5回美幌町議会定例会会議録

令和5年9月12日 開会

令和5年9月15日 閉会

令和5年9月14日 第3号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問 11 番 大江 道 男 君
3 番 横 山 清 美 君
10 番 吉 住 博 幸 君
- 日程第 3 選挙第 4 号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第 4 承認第 6 号 専決処分の承認について〔令和 5 年度美幌町一般会計補正予算(第 4 号)〕
- 日程第 5 承認第 7 号 専決処分の承認について〔令和 5 年度美幌町病院事業会計補正予算(第 2 号)〕
- 日程第 6 同意第 6 号 美幌町教育委員会委員の任命について
- 日程第 7 同意第 7 号 美幌町職員懲戒審査委員会委員の任命について

○出席議員

1 番 木 村 利 昭 君	副議長	2 番 馬 場 博 美 君
3 番 横 山 清 美 君		4 番 高 橋 秀 明 君
5 番 宮 崎 奈津江 君		6 番 上 杉 晃 央 君
7 番 稲 垣 淳 一 君		8 番 藤 原 公 一 君
9 番 伊 藤 伸 司 君		10 番 吉 住 博 幸 君
11 番 大 江 道 男 君		12 番 松 浦 和 浩 君
13 番 大 原 昇 君	議 長	14 番 戸 澤 義 典 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

美 幌 町 長 平 野 浩 司 君	教 育 委 員 会 長 矢 萩 浩 君
監 査 委 員 西 村 与志博 君	

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長 高 崎 利 明 君	総 務 部 長 那 須 清 二 君
町民生活部長 関 弘 法 君	福 祉 部 長 河 端 勲 君
経 済 部 長 後 藤 秀 人 君	建 設 部 長 遠 國 求 君
病 院 事 務 長 但 馬 憲 司 君	事 務 連 絡 室 長 横 山 聖 二 君
会 計 管 理 者 田 中 三智雄 君	総 務 課 長 斉 藤 浩 司 君
危機対策課長 多 田 敏 明 君	政 策 課 長 沖 崎 寿 和 君
地方創生担当主幹 竹 下 護 君	財 務 課 長 吉 田 善 一 君
兼デジタル推進主幹	
町民活動課長 佐久間 大 樹 君	戸 籍 保 険 課 長 佐々木 斉 君
	選挙管理委員会事務局長

税 務 課 長	松 尾 まゆみ 君	社会福祉課長	水 上 修 一 君
保健福祉課長	立 花 良 行 君	農林政策課長	橋 本 勝 君
		農業委員会事務局長	
耕地林務主幹	伊 藤 寿 君	農業振興主幹	午 来 博 君
商工観光課長	鶴 田 雅 規 君	建 設 課 長	森 口 尚 博 君
建 築 主 幹	宮 田 英 和 君	建 築 技 術 主 幹	廣 田 吉 輝 君
環境管理課長	影 山 俊 幸 君	上下水道課長	石 山 隆 信 君
病院総務課長	以 頭 隆 志 君	地域医療連携課長	高 山 吉 春 君
事務連絡室次長	藤 田 静 思 君	教 育 部 長	遠 藤 明 君
学校教育課長	中 尾 亘 君	学 校 給 食 課 長	片 平 英 樹 君
社会教育課長	浅 野 謙 司 君	スポーツ振興課長	弓 山 俊 君
博 物 館 課 長	鬼 丸 和 幸 君	監査委員事務局長	小 室 保 男 君
監査委員事務局次長	小 室 秀 隆 君		

○議会事務局出席者

事 務 局 長	小 室 保 男 君	次 長	小 室 秀 隆 君
議 事 係 長	高 田 秀 昭 君	庶 務 係 長	小 村 田 剛 君
庶 務 係	金 子 未 准 君		

午前１０時００分 開議

◎開議宣告

○議長（戸澤義典君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１４名であります。定足数に達しておりますので、これから令和５年第５回美幌町議会定例会第３日目の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（戸澤義典君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、１１番大江道男さん、１２番松浦和浩さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（戸澤義典君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（小室保男君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、配信しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第１２１条第１項の規定に基づく出席説明員につきましては、１日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第２ 一般質問

○議長（戸澤義典君） 日程第２ 一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により発言を許します。

１１番大江道男さん。

○１１番（大江道男君） 〔登壇〕 私

は、通告しております３点について、以下、一般質問を行います。

最初は、循環路線バスの拡大についてであります。

従来の美幌町循環路線バスは、営業路線バスとの競合を避けて運行されておりましたが、美富・美禽地域の住民から「営業路線バスの便が不便で、町の循環路線バスを走らせてほしい」との要望が長期に渡っております。

しかし、実現していないというのが現状でございます。

営業路線バスは、運転手確保をはじめ、乗客減少等の経営上の理由により、路線の廃止、便数削減が続いておまして、住民の足の確保の観点から、営業路線バスとの競合を理由とする循環路線バスの対象から除外する方針を、町として見直す必要があると考えます。

営業路線バスは、本年７月より４便減便によって通院に不便となったなどから、土曜日も運行しております。

さらに、停車停留所もきめ細かく、利用しやすい町の循環路線バス運行への要望が大きく高まっています。

法的な問題がないのであれば、早急に見直しを図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

２項目めは、補聴器購入助成制度についてであります。

私は、一昨年６月及び昨年１２月の一般質問で、難聴が認知症の誘因となっていること、補聴器不利用は経済的理由が原因であること、また、健康寿命の伸長に効果的であるということから、補聴器購入助成を求めてまいりました。

平野町長は「研究動向を見て判断したい」と答弁されましたが、研究データの分析結果を含めて、検討の結果についてお伺いいたします。

３項目めは、小中学校等へのクーラー設

置についてであります。

今年の夏、北海道を襲った猛暑は、9月2日現在、真夏日の連続観測日数が44日と従来記録の約1.5倍、1日の平均気温も3度程度の上昇を記録し、地球沸騰化時代を示しております。

美幌町も熱中症警戒アラートが発令された2日間、小中学校5校を臨時休校としましたが、学校が休みとなっても、多くの御家庭でクーラーが未設置であることから、町は5か所のクーリングシェルターを設置しました。

しかし、高齢者をはじめ、多くの町民がクーリングシェルターの存在を知らないことから、その効果も限定的だったと思われる。

以上のことから、次の点について伺います。

一つ目、来年度以降も本年度と同様に猛暑が続くことが見込まれ、熱中症警戒アラート発令時は、小中学校を休校としても、家庭環境にクーラー等が整わなければ安全が確保できないことから、小中学校へのクーラー設置に踏み込むべきと考えますが、国・道の方針、予算措置を含めた見通しについて、考え方を示してください。

二つ目、クーラー設置の必要性は、幼稚園、保育所、高齢者施設にも及びますが、現状のクーラー設置状況と今後の見通しについて、国・道の対応を含めてお示ください。

三つ目、クーリングシェルター増設についてであります。

今回、設置した5か所の利用状況と来年度の増設計画及び町民への連絡・周知方法の改善について、お示しいただきたいと思います。

取りあえず1回目でございます。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 〔登壇〕 大江議員の御質問に答弁いたします。

初めに、循環路線バス拡大についてです

が、地域公共交通の活性化につきましては、現在も、各公共交通の関係団体で構成する地域公共交通活性化協議会を組織して、将来に向けて、持続可能な交通システムの構築を目指すとの基本方針の下、地域公共交通計画を策定の上、取り組んでいるところであります。

中でも、市街地の路線バスにつきましては、計画に基づき、令和4年に運行区域の拡大を図ったところであります。

令和4年の見直しの際における検討においては、まず、いずれの路線バスも通っていない交通空白区の解消を優先的に進めるべく、見直しを行ってきたところですが、御質問の美富地区につきましては、法的な課題はありませんが、既に地域間幹線系統の既存の路線バスが運行されており、交通空白区でなかったことから、美富地区への市街地の路線バスの運行には至らなかった経過があります。

しかしながら、様々な事情や状況の変化に対応するためには、市街地の路線バスにつきましても、現行路線に固執することなく、さらなる運行区域の拡大を視野に入れた見直しは必要と考えております。

一方で、現在、全てのバス事業者におきましては、深刻な運転手不足等により、これまでの運行区域の縮小や減便を余儀なくされるなど、事業者が抱える課題も山積しており、こうした路線バスの運行における根本的な課題の解消が迫られている状況にも注視の上、既存路線バスと市街地の路線バスの役割を共有しながら、運行可能な見直しを行っていく必要もあります。

各路線バスの現状を取り巻く様々な課題が多い中、市街地の路線バスを、直ちに運行区域の拡大に至るには難しい状況であります。今後におきましても、美富地区を含め、地域住民等による意見を踏まえ、その利用者ニーズをしっかりと把握することはもちろんのこと、既存の路線バスの運行状況等にも注視の上、検証を行ってまいり

ます。

そして、さらなる利便性の向上と利用促進に向け、各公共交通が相互に連携し、役割を共有しながら、可能な限り多くの町民の足の確保がなされるように、引き続き検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、補聴器購入助成制度についてですが、加齢性難聴につきましては、前回までの質問の中で、難聴が認知症の最も大きな危険因子であることや、生活習慣病等を含めた環境の改善により進行を遅らせることが可能であることから、健康教育を通じた加齢性難聴の予防の推進と、補聴器購入費の助成につきましては、国や研究等の動向を見て判断したいと答弁したところであります。

全国の自治体における補聴器購入費助成制度のある自治体は143となっており、徐々に増加している状況になっておりますが、国においては、難聴に対する省内連絡会議により、関係部局で情報共有を行い、それぞれが対応可能なことを洗い出して施策に反映する取組を行っており、また、加齢性難聴によるコミュニケーションへの支障などから、高齢者の孤独・孤立とならないような環境づくりが大事であり、孤独・孤立対策促進法の策定においても、関係機関との連携基盤の構築を推進することとしており、その活動を通して、加齢性難聴を含む地域における課題に対して必要な取組が進められるよう、地方自治体の後押しをしていくこととされております。

このようなことから、引き続き、国や他の自治体の動向を注視しながら、支援することで検討していきたいと考えております。

次に、小中学校等へのクーラー設置について。

1点目のクーラー設置への御質問ですが、近年の温暖化により、北海道においても真夏日及び猛暑日を記録する日が続

いており、特に、8月23日、24日の両日は、オホーツクを含む道内のほとんどの地域で熱中症警戒アラートが発表され、美幌町においても、熱中症の危険性が極めて高くなる暑さ指数が33を超える異常な状況となり、小中学校の全校を臨時休校にしております。

温暖化による高温の影響は来年以降も予測されるため、児童生徒の生命の危険を守るとともに、健康に配慮した教育活動を継続するため、エアコン、窓取付用クーラー、移動式スポットクーラーなどの各冷房設備について、メリット、デメリットを検証し、国の学校施設環境改善交付金や地方債などを最大限に活用した整備に取り組むとともに、交付金の拡充に向け、あらゆる機会を通じて、国や道に要望活動を行ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

2点目の保育園、高齢者施設への設置状況ですが、美幌・東陽保育園は、全館でないものの、低年齢児保育室にはエアコンを設置しており、その他の保育室には移動式スポットクーラーを設置しております。

また、常設老人クラブや老人憩の家など、高齢者施設には冷房設備は設置しておりません。

今後についてであります。公共施設それぞれの利用状況、全体的な財政状況を勘案しながら、エアコン、移動式スポットクーラーなど、取付けの手法や計画的な整備について検討したいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

3点目のクーリングシェルターについてであります。美幌町では、今回、急遽の対応として公共施設5か所を開放したところであり、利用状況につきましては、各施設、保健師が巡回した中で確認した利用者数としまして、1日当たり20人ほどでありました。

今後におきましては、気候変動適応法の改正により、市町村長が冷房設備を有する

施設をあらかじめクーリングシェルターとして指定できるようになりますので、公共施設のみならず、民間施設の協力も得られるよう進めてまいります。

なお、町民への連絡・周知方法につきましては、クーリングシェルターとして指定した施設を町広報やホームページ、自治会への回覧などであらかじめ周知し、指定した施設には、ポスター掲示などによりクーリングシェルターと分かるような表示を行ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 11番大江道男さん。

○11番（大江道男君） 順次、再質問をしていきたいと思っております。

循環路線バスの拡大についてであります。

御答弁をいただきました全体としては、現状は固定するものではなく、改善の方向をいろいろ検討していくということで、大変柔軟な方向性が示されていると思います。

それで、お聞きしたいのですが、現在の乗合バス、営業を目的として民間が走らせている路線について。

美幌町は、人口がどんどん減っているということでお客さんは減る、併せて、全国的な傾向のようですが、運転手は田舎に行けば行くほどなかなか確保できない、そのように私は固定的に考えていました。

ですが、ごく最近のNHKの報道などでは、大都市部でも7割以上は運転手の確保が難しくなっているということが指摘をされております。

運転手がいなければバスを走らせることはできないということで、これまでの議論の中でもありましたが、町が路線を拡大したくても、委託する相手に運転手がいないので困難だという状況が、町長などの口か

ら発せられております。

それで、現在つくられております地域公共交通活性化協議会の中で、この問題が最大の障害になっているなど。経営上の問題はもちろんあると思いますが、町が1枚、2枚しっかり関わって、予算上の確保も何とかしながら、地域の公共交通体系を確立しようというときに、最大の問題になっているのは、運転手の問題なのかなと思います。

現在、住民の期待に応えて路線を拡大できないという最大の課題、あるいは、最大ではないがそれに準じた課題などについて、町民的に共通認識にしていく必要があると思うのですが、お示しいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 御答弁申し上げます。

議員のお話にございました協議会におきまして、本町の公共交通の利便性の向上をどう図っていくか、そのようなことが関係者によって協議されてございます。

その中におきましても、当然ながら、町民の足の確保をどうしていくのかということを中心にお話をするわけであります。

今、御質問にありました最大の課題につきましては、議員からお話がありましたとおり、公共交通事業者そのものの運転手不足、財政運営、そのようなものの問題もありますが、根本的な運行を行う上で、人材不足は大きな課題となっているという認識に立って、協議会の中での話し合いが持たれているということでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 11番大江道男さん。

○11番（大江道男君） そこで、今回、議案にも出されているのですが、運転手確保のための補助制度、大いに期待したいと思っております。

實際上、ヒットしていく、連続ヒットし

ていく可能性はあると見ておられるのでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 御答弁申し上げます。

後ほど、補正予算の中で御提案をさせていただく予定になってございますが、今回の公共交通の支援策といたしまして、2種免許の取得に係る補助、または、採用に係る経費等々につきまして町として応分の負担をし、それぞれ事業者の支援を図ってこうと考えてございます。

今、御質問のありました結果としての可能性でございますが、先ほど議員からもお話ありましたとおり、大都市も含めて不足しているという実態を踏まえますと、正直なところ、全体的な運転手不足の中にありましては、なかなか難しい部分、採用に至るまでには厳しい状況にあるのだらうなという認識ではおります。

しかしながら、少しでも手を打ちまして、その可能性を高めたいという思いもございまして、今回、このような御提案をさせていただいております。

少しでも運転手の確保に向けてそれぞれの役割を果たし、公共交通が成り立っていくように進めていきたいと考えてございます。

よろしく申し上げます。

○議長（戸澤義典君） 11番大江道男さん。

○11番（大江道男君） 私は、運転手を確保するために、町がこのような補助制度などをつくるということは、大変進んでいると評価しております。もちろん、期待もしています。

しかし、なかなか困難な課題だということもしっかり押さえておく必要があるのだらうなと思います。

私は、地方の人口がどんどん減少していく中で、従来からの系統路線も廃止される、それから運行時間もどんどん縮小され

るというのは、今の資本主義の下では避けられない問題だと思います。

利益が上がるのであれば、逆に、都会から地方にバスを走らせようということで殺到するのでしょうか、利益が上がらない空気を運ぶという状況の下では、撤退するというのは当然の状況です。

しかし、大きな議論にはずっとなっていない、それも仕方がないのでしょうと、私たちの町は仕方がない町になっている。

そのような中で、民間と一緒にというのは、民間の比率がこれからもどんどん下がっていくと、公的な割合が急激に増えていくので、税の使い方、行政の力の入れ方を相当変えていかないと不便になる。住民の交通権というのは守られない。そのような意味で、私は、大いに町民的な議論が必要だと思います。

実は、ワンコインの時代から、地域に行くと、町の循環バスのほうが便利だからというのがずっとありました。

御答弁の中で多分、抜けていると思うのですが、美富と美禽の地域は営業バス路線の沿線にあるので、町の循環バスの対象からは当面外れていたのです。

そのようなことから、懇談会をやれば必ず出てくる、地域の方々から何とかならないのかと。私は、若干不勉強でしたので、法的な民間の問題か何かもあるのではないかと。いずれにしても、現在は町の路線からは外れているということで、説明はしてきました。

いよいよ土曜日も走らないよとなると、も一び一は日曜日も走る、循環バスは土曜日までは走ることになりましたので、より疎外感が広がっていると思います。このところは、全町民的にそのような課題があるのだということで、認識は共有したほうがいいと思います。

中には、運転は町が行うといいのではないですかと、若干、的が外れたものもありますけれども、言わんとするところは、民

間に任せていくだけではないのだから、町で何とか考えてよということなのだと思うのです。

その点で、私は、地方の公共交通網の確立ということは、人口がどんどん減っていく町の中から、今のやり方では成り立たないと、税だけではないよという声を発していかなければならないのではないかとと思うのですが、町長はどのように認識されているか、お伺いいたします。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 地方においては、地域公共交通だけではなくて社会的なインフラというか、基本的な項目について、生活するために必要とする項目に関わる方々がどんどん減ってきているというのは事実だと思います。

今、大江議員がおっしゃった、最終的に行政がどう関わるかということ、それは私も考えることはあります。

公共交通に戻りますけれども、今の段階においては、少しでも民間で関わる部分の支援というか、応援をどのような形でできるかということと、併せて町民の利便性という話であります。

ですから、二つの地区を例に大江議員からお話いただきましたけれども、例えば、今のバス会社というか、交通事業者が、この日はどうしても走れないということであれば、それは今後、協議できる話だと思うのです。あえて、そこに競合してそこに入るというやり方というのは何か。その原因として、例えば、運転手が不足するよと。先ほど部長からお話をさせていただいた支援についても、今、可能性があるものについて応援すること、何もしないよりしたほうが可能性はあることについて、私どもは、少しでもそのことに対して向かっていきたい、前へ進んでいきたいという強い思いであります。

そのきっかけとなったのは、確かに運転手不足であります。そこまで運転手不足で

疲弊しているのであれば、地方に行ってバスの運転手になりたいという都会の方がいらっしゃるって、その中のお一人が美幌に配置されました。

その際、担当が聞き取りをした中で、来るのに全部自前で引っ越し費用もだとかいろいろな話があって、そのような思いで来てくれる方に、なぜ地方の私どもは応援できないだろうかということを、担当と私で話したことがきっかけであります。

そのようなことを少しでもやることによって、可能性を大きくする。

先ほど部長から、非常に難しいけれども、可能性がゼロではない限りみんなでやろうと、そして、来られた方をみんなで応援してあげようということをつくっていきたいという思いがあります。

今、民間事業者がある以上はそこと共存、言うならば、そこを何とか応援して残ってもらおうということに、最大の努力をしていきたいと思っております。

○議長（戸澤義典君） 11番大江道男さん。

○11番（大江道男君） 私は、町長の姿勢は、それが正しいのだろうと思っております。当然、評価をしております。

どこでというところまでは、私は調べていないのですが、新しい運転手を確保するための試験として、バスを小型化することによって安全運行もできる。そこで、女性をターゲットにして運転手にできないかということを模索している動きもあるようです。

さすがに、大型のバスを自由に操るというのは大変です。挑戦すること自体も避けるという大型バスの運転。免許がなければ、参入できないということに対して、無人のバスの映像が時々、出てくるのですが、すごく小さいです。も一び一的なものが主流になってきているこの時代に、思い切って参入しませんかという呼びかけは、効果があるのではないかとという情報が

一つあります。

もう一つは、今年の4月1日、道路交通法が改正されて、無人の自動車の走行が法的に始まった。これも、地方40ブロック程度のところで乗合バスの運行を考えると、まさに今、美幌町が抱えている運転手がいなくても安全に走行することができるのであれば、それは、大いに考えていく必要がある。今後にわたって出てくる大きな課題だと思いますが、これも含めていかがでしょうか。

あわせて、多分、今回は、2種免許の取得経費を大きく発信されるのだらうと思います。

地域の方から、乗り合いでお互いに送り迎えをすると、これを団体でやろうとしたら、今、美幌町でもやっているの、それを拡大して、町が一枚関わってつくるのができないのか。費用の面で言えば、さらに積極的な声だだと思います。

住民の足の確保という点から大いに考えていかなければならない段階にあるということを、いろいろな努力が始まっている中で、併せて考えていく必要があると思いますが、御見解を伺います。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 初めに、大型バスがという部分でいけば、今、大型2種免許の取得は非常に大変であります。

ですから、業務用に乗るとなると2種免許が必要という中で、普通の2種免許という部分を考えますと、今回も一びーを走らせた部分について皆さんと協議して決めたのは、朝晩で集中する時間以外の昼間の走りに関しては、そこまで人が乗らないということでワンボックスカーと。

これは、二つの面があって、今、走っている方は大型を持っていますけれども、免許的には普通の2種免許で足りるということと、小回りがきくということです。

夏はいいのですが、冬場、除雪等の部分で考えると、きめ細やかな、路地に入

っていけない部分においては、小型化しているということであれば、それはどんどんそのような形にはなっていくと思っております。

バス業者も小型のバスを得たいのですが、なかなか新たな投資ができない中で、例えば、他の地域で使っている小型のものを譲受けて走らせているのが実態なのかなと承っております。

それと今、道路交通法が変わって、無人という部分が言われております。

実際には、一つの例も御紹介いただきましたけれども、それもいろいろ考えました。考えましたというのは、みんなというよりも、私がそのようなものに興味があって、実際に、道内でやっている都市の首長といろいろ話をしました。それもいろいろ条件があって、例えば、町の形態が、直線区間が長くて、一つの移動は一つの直線区間の中でしやすいとか、道路がいろいろと複雑になっていないという状況があったり。

あと、御存じだと思いますけれど、今、無人で車が運転できるという条件は、道路をただ車が勝手に走ってくれるわけではありません。

例えば、道路の中にガイド的な白線とかそのようなものがあったり、GPSで位置確認とか、そのような部分のものは機械的なことでできる、そのような条件もあります。

美幌の中でやるときに、区間の移動を希望される人の数とそのシステムが。ただ、本当に試験的にこの直線で走らせてということであれば、そのような努力はしていませんけれども、多分、試験的に可能かもしれませんが。いろいろ他の町を見て、うちでできないかとお話をさせてもらったことがあります。

最後の、地域の町民の方々の足をどう確保するという部分については、いろいろなことができるのかなと思っています。

他の団体、やられているところは、そのような送迎を一つのサービスとして、お金というよりもポイントで点数制にされているところもあります。

皆さんがその協力体制をどうするかということであれば、いろいろなことを考えればできるのかなと思っています。

そのような提案を町がしっかりすべきだというお話をされておりますので、このことはふだん、担当ともいろいろ話しております。

そのような提案がまとめられるのであればこの手法があると。それから、今、進めること、将来に向けて進めなければいけないことをしっかり整理した中で、提示できるものを皆さんに一つ一つ提示していければいいのかなと、今のところ考えているところであります。

○議長（戸澤義典君） 11番大江道男さん。

○11番（大江道男君） 高齢になって運転免許証を返納しようという働きかけは、これからも続くと思います。

しかし、免許証を返納した途端に、カタツムリになってしまって動けないということがあつては、健康な老後を過ごすこと自体ができないというマイナス要素になりますので、公共交通網の確立というのは、一層必要となるのだろーと思っています。

大変大きな課題ですが、新しい発想が求められているのだろーなと思っています。

現在も努力されておりますことは承知の上ですが、気がつくことがあれば、大いにアイデアを出し合って、住みよい地方公共交通網の確立という点で、住みよいまちにしていくという方向で、さらに御検討いただければと思います。

時間の関係がありますので次に移ります。

質問の2項目めは、難聴の対応として補聴器購入助成制度についてということで

す。

私は、そろそろスタートを切っていただけのではないかという思いで、質問をいたしました。

確認いたしますが、難聴が認知症の最も大きい危険因子であるということは、調査された結果、御答弁されているわけです。

お伺いしたいのですが、難聴が認知症の最も大きい危険因子であるにもかかわらず、何で国は補聴器購入に対して助成しないのでしょうか。私は、非常に不思議だなと思っているのです。

だって、ほっておいたら認知症になって、決して健康体でない状況になることが、あらゆる公的私的な研究機関でこれだけ立証されているにもかかわらず、補聴器が広まらないと。これは、やはり事件だと思うのです。

一方で、デンマークの補聴器の普及率は、自主申告のようですけど57%ぐらいです。イギリスで53%、ヨーロッパ諸国は軒並み40%を超えているのです。どうして、日本では15%くらいしか補聴器が普及していないのかと。

この最大の問題は何だと思いますか。

町長は御存じだと思うのですが、水を向けたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、国は何で支援をしないのかという話の御質問ですけど、私も大江議員からこの支援についていろいろお話を承ったときから、ずっと同じことを思っております。

ですから、国がしないのだから私どもがやりましょうというのは、そこまで問題というか、進めることは可能なのですけれど、何で、国がやるべきことではないのかと、今でもずっと思っています。そうは言っても、もうこれ以上もう待てないよねというのは、本音であります。

人の話が聞こえなくなると、表情も変わってきますし、笑顔もなくなります。その

ことを考えると、加齢性難聴ではなくて認知症を少なくする、予防するということに対して、このような支援をしなければいけないのかなというのを今回、答弁の中に書かせていただきました。

○議長（戸澤義典君） 11番大江道男さん。

○11番（大江道男君） 改めて調べてみたのですが、何で北欧のデンマークなどで、あるいはイギリスなどで、補聴器の装着率が高いのかと。それは、ただで手に入る制度がある、あるいは、高額な補助制度があるということですよ。

日本の補聴器工業会が、ヨーロッパの補聴器工業会と一緒に調べた結果が出されていますけれど、歴然としているのです。

学説も固まっていて、できるだけ早い段階から、難聴にならないうちから補聴器を装着することが必要だと。あえて、病気にならない限り国は面倒を見ないと、こんなばかな地域はないと、私は思います。

一旦認知症になって、いろいろな活動が制限されて、いろいろな判断が制限されることが分かっているながら、解決策も見えていながら、全然、国が手だてを打とうとしない、病気にならない限り関係ないと。

このようなことを我々は許しているということについても、大変歯がゆい思いをしています。

結局、北欧などを中心として、ヨーロッパ諸国は制度を設けて、早くから認知症対策を行っている。その重要な手段が補聴器なのだという事はもう歴然としている。

しかし、御答弁でもありましたが、日本では143の自治体しか助成していない。しかも、金額を調べると、そこまで高い話ではないですよ。金額も含めてですが、そのような点で私は大いに前向きに取り組む必要があると思います。

まして、美幌町は健康寿命を長くしようと大きな取組をされていますし、そのよう

な町としても知られている。できれば、いろいろな判断を間違えることなくやれて、様々な活動が適正に行われる。

もちろん、認知症の方も人権があるということで、今年6月14日、認知症基本法が制定され、新しい段階を迎えています。

時間がないのでこれ以上はできないのですが、認知症基本法を読ませていただきました。

大変大事なことは書かれている、認知症の方についても、基本的人権があるのだということをベースにして書かれています。

21条で、認知症の予防に関わる取組について、国や都道府県、市町村は、その予防に取り組まなければならないという責務も、この日本政府がつくった法律の中に書いてあるですよ。

やることをやってからと思いますが、多分、これは政府自身の姿勢を正す、ものすごく大事な法律になると思います。

国がつくった法律で、市町村に対して予防措置をとるようにと言っているわけなので、認知症の危険因子として定説となっている補聴器購入に対して、真剣に取り組む必要があるのではないかと。

そして、24条には、国は、都道府県、市町村に対して、認知症施策を支援するため情報の提供やその他必要な施策を考え行うことにしますということで、何らかの支援も示唆されてもいる。支援が出来てから、美幌町もやりましょうではないのではないかなと思うのですが、そのような点でどうでしょうか。腰を上げるべきではないかと思います。

あわせて申し上げますが、100%補助がある国でも、補聴器を装着する人の割合は、6割に達していないのです。

やはり、必要なのだということ徹底して伝えていかないと、懐から出るお金が安くなったから、急速に補聴器が広がるという保証はないですよ。5割程度ですよ。残りの5割の人たちは、せっかく道が

あるのだけれど、その道を歩こうとしない。よほど、徹底していかなければならないということも事実だと思います。

それらを含めて、143程度の自治体しか取り組んでいないという点では少数ですが、少数派にとどまるのではなくて、ぜひ、美幌町で少数だったけれども急激に増えていくという先陣を切りませんか。

いかがでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 補聴器の購入に対して支援をするという答弁はさせていただいております。

今、いろいろなお話をさせていただいた中において、私もこの立場の中で矛盾、国に対してたくさんあります。

そのような中で、先ほど言いましたけれども、言っても前に進まなければ、待ち切れないというのが実態でございます。

これから、いろいろ担当と具体的な提案の内容を詰めていきますが、先進的なヨーロッパにおいては北欧などが多いのですけれども、日本では装着する方が少ないという部分においては、ただ助成をすればということではなくて。

人と会話するときの意思疎通の部分で考えたときに、聞こえないということは非常に大問題なのです。お一人で住んでいる方とか、人と交わらない部分の人たちに、いかに外に出てもらおうか。年齢とともに聞こえづらくなったら装着して、聞こえることのすばらしさとか、表情、笑いをしっかり得られるような仕組みづくりも皆さんとやっていかなければ駄目なのかなと感じているところであります。

いずれにしても、このことについては、しっかり対応していきますので、よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 11番大江道男さん。

○11番（大江道男君） 大いに期待をして、できるだけ早く助成制度をつくってい

ただきたいということを申し上げて、次の質問に移ります。

最後になります。クーラーの設置について。

私で5人目なので、方向性はよく分かりました。これまで、クーラーの設置をし切れなかったということについて、私も議員の一人として、全力でクーラーの設置を求めてきたかという点では、大変じくじたるものがあります。

扇風機でいいのかなという思いは、大変暑い夏を迎える中でも、委員会として現地調査をして、その程度でいいのかなと思っていたと、その一因です。反省をしています。

ただ、今回のようなことが常態化する可能性を持っているということで、教育長が予算を前倒しでやる可能性を示唆されております。新年度予算を待たずに必要なことをやるということで、ぜひ、それは進めていただきたいと思います。

どの機種がいいのかということで、スポットクーラーは現物を見せていただきました。設置している場所も確認をしましたが、その保育所では、いや、これではということで、効果はあるという評価はされていませんでした。どの機種を選ぶのかということについても、適正な判断をしていただきたいということを併せて申し上げたいと思います。

様々な公的な高齢者施設なども含めて、ぜひ、安全な生活ができる地域の中に美幌町もいるよということで、設置を促進していただきたいと思います。

ただ、現在の国の補助制度などは、ようやく2分の1まで改善されたということではありますが、時限立法で、先々まではないというのも、実態であります。

それを逆手にとって早く設置してしまうという方法もあるのかもしれませんが、いろいろ問題もあると思います。

あわせて、今回、調べて分かったことで

すが、北海道のクーラー、エアコンの設置率については、全国最低です。

過去にこのような県があるのです。関西圏で1番設置率の低かった奈良県が、9月の県の臨時議会に補正予算を計上した、ちょうど今だと思うのです。県として、市町村のクーラー設置に対して補助金を出すと、このようなところがあるのです。

それから、山形県も県としてお金を出すと。これは、同じ自治体として、私は当然のことだなのだろうと思うのですよ。それは、市町村がやればいいのだということではない意味で、県政を身近に感じました。

しかし現在、北海道からは聞こえてこないですね。いや、水面下ではきちんとあるのだということがあれば、訂正していただきたいのですが。

全道的に大変な問題になっている、金もかかるということで、そのようなときに手助けしていつてこそ、身近な道政になると思うのですが、いかがでしょう。

私がたまたま聞こえていないだけで、その支援はきちんと予定されているということであれば、お示しいただければと思います。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 国会議員の先生方には、補助制度等についての充実はお願いしておりますし、ほかの首長たちもお願いしております。

ただ、道議会の先生にそのようなお願いをした記憶はありません。

○議長（戸澤義典君） 11番大江道男さん。

○11番（大江道男君） 私は何度か申し上げているのですが、子育て支援に関しても、住民の環境をよくするという点でも、道政というのは非常に遠いです。東京よりも遠い、そのように思っています。

道民一人当たりと、町民一人当たりの一般会計予算はほぼ同額なのに、なぜそうなのだと思います。

ぜひ、同じ土俵の上で、対策に当たっていただきたいということだけは申し上げます。

町としてやることについてはお聞きいただきましたので、ぜひ、どんどん進めていただきたいということだけ申し上げて、時間が来ました。

○議長（戸澤義典君） これで、11番大江道男さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は11時15分とします。

午前11時 1分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（戸澤義典君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順により発言を許します。

3番横山清美さん。

○3番（横山清美君） 〔登壇〕 議長より発言の許可をいただきましたので、発言させていただきます。

それでは、通告に従いまして、3点について一般質問をさせていただきます。

まず1点目は、経済対策についてであります。

コロナ関連公的支援終了後における中小企業への支援策等についてであります。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類へ移行してから4か月が過ぎましたが、全国的に中小企業の状況は依然として厳しく、コロナ禍を上回るペースで倒産が増えている現状であります。

また、業界によっては、期待されるほどの回復がなく、今までの手厚い公的支援も打ち切られ、さらに物価高騰が追い打ちをかけてきています。

その中で、中小企業向けの実質無利子・無担保のゼロゼロ融資の返済も本格化してきており、さらに倒産が増える可能性が出てきています。

本町でも同様であり、営業努力で返済を開始している企業もありますが、一部客足

が戻らず、食材や電気代の高騰も追い打ちをかけ、融資の条件変更をせざるを得ない状況の企業もあり、中小企業は厳しい状況が続いております。

引き続き、町内企業の持続的な経営が成り立つよう、今後も関係機関と連携を図りながら、必要な経済対策を行うべきと考えますが、町長の考えをお伺いします。

次に、2点目、労働力不足解消についてであります。

一つ目、外国人人材の確保における生活サポートについて。

二つ目、奨学金返還制度の拡充について質問をさせていただきます。

業務を行う上で必要な人材が集まらず、業務に支障が出る、人手不足に陥る企業の割合は年々増加し、コロナ禍以降に顕著になっています。

人手不足の主な原因は、少子高齢化、人材のミスマッチ、社会情勢の影響と大きく三つあります。

美幌町においても、人手不足は顕著であり、業績はよいが人手がなく、店を閉めなければならないケースもあります。

その解決策の一つとして、多くの企業は、外国人労働者の採用に熱心に取り組んでいます。

本町でも、とりわけ農業や製造業に多くの外国人労働者が増えてきているのが現状ですが、今後は、介護や建設業などあらゆる業種でも人手不足となり、外国人労働力が必要となることが予想されます。

ついては、これらのことも視野に入れた労働力不足解消に向けて、次の2点についてお伺いいたします。

一つ、外国人人材の確保における生活サポートについて。

企業が外国人労働者のために、日本語教育を企業負担で実施、常勤で通訳スタッフを配置、安価な寮費で住まいを提供するなど、経済的なサポートを実施している例があります。

企業のみ負担させるのではなく、企業の負担を最小化する支援を行うべきであると考えますが、公的支援の導入について、町長のお考えをお伺いします。

二つ目、奨学金返還制度の拡充について。

現在、町では、奨学金の返還支援制度はありますが、対象となる働く先の業種に縛りがあることから、業種の拡充について、町長の考えをお伺いします。

また、人材確保を目的に、社員の奨学金返還を企業が肩代わりする動きが広がっていますが、公的支援の導入について、町長の考えをお伺いいたします。

次に、3点目、部活動の地域移行についてであります。

教員の働き方改革と部活動を両立しようと、国は、2023年度から公立中学校の休日の部活動を地域に段階的に移行していくことを決め、スポーツ庁と文化庁は、2022年12月に策定した学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインにおいて、2023年度から25年度の3年間を改革推進期間と位置づけ、部活動改革を進めていくとしています。

これまで学校の部活動は、学校教育の一環として、教員が実質的に無償で担ってきましたが、近年は教員の多忙化が大きな社会問題となっております。

特に、中学校教員は、本来では休日であるはずの土日に部活動の指導をしていることが、長時間勤務の大きな要因となっています。

また、少子化に伴って、野球やサッカーなどの団体競技のチーム編成が困難になる学校も出てきています。

今後も生徒数の減少が見込まれており、これまでのような部活動の維持が難しくなると考えられています。

ついては、本町も例外ではなく、これらを踏まえ、次の2点についてお伺いをいた

します。

一つ、改革推進期間である3年間の計画について。

指導主事を1名増員することにより、準備を加速させると聞いておりますが、具体的にいつ、誰が、何を、どのように進めるのか、3年間の計画についてお聞かせ願います。

二つ目、教員、町職員の兼職兼業について。

休日指導する教員、町職員は、その立場で従事するのではなく、兼職兼業の許可を得た上で、地域部活動の運営主体の下で従事することについて、町の見解をお聞かせ願います。

以上、3点を一般質問させていただきましたので、御回答よろしくをお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 〔登壇〕 横山議員の御質問に答弁いたします。

なお、部活動の地域移行については、教育長から答弁いたします。

初めに、経済対策について。

本町における新型コロナウイルス感染症に対する経済対策につきましては、国の地方創生臨時交付金を活用した消費喚起及び事業者支援等、3年間で33事業を実施してきており、厳しい経済情勢ではありましたが、町内企業の事業継続と雇用の維持が図られたものと考えております。

現在、実質無利子・無担保のゼロゼロ融資の返済が始まっておりますが、国におきましては、本年1月に返済負担を軽減するためのコロナ融資の借換え保証制度を創設し対応しており、町でも令和5年度町融資の融資枠を現状維持し、運転資金の融資期間を現行の最長7年以内から10年以内の区分を新設し、対応しております。

また、町単独の補助事業では、アフターコロナを見据え、店舗リフォーム促進支援事業において、同一申請者が限度額まで複

数回利用できるように、事業の拡充を図ってきたところであります。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類へと移行し、社会経済活動が徐々に動き出してきており、本町の経済も回復傾向にありますが、物価高騰等のあおりを受け、業種によっては、依然として厳しい状況が続いているものと認識しております。

今後においても、国・道の動向を注視するとともに、関係団体と協議を行いながら、支援の必要性について見極めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、労働力不足解消について。

1点目の外国人人材の確保における生活サポートについての御質問であります。日本では、少子高齢化などによる人手不足で、多くの企業が従業員の採用・雇用に苦慮しております。

その対策の一つとして、外国人労働者の受入れが進んでおり、本町でも、製造分野、農業分野などで外国人労働者の方が活躍しているとのことでもあります。

しかしながら、外国人労働者の受入れは、労働力を確保することが難しい職種で、従業員を確保できる一方、文化のギャップによるトラブルなどのデメリットも考えられます。

このようなことから、国では、民間企業等の就労環境整備に対して、人材確保等支援助成金による外国人労働者就労環境整備助成を手当てしており、本町においても、今後、商工会議所と連携して、外国人労働者の採用を進めるためのセミナーの開催を計画するなど、必要な施策を検討しているところであります。

引き続き、町内の企業の皆様、関係団体と情報を共有し連携を図りながら、労働力不足解消に向け、社会情勢の変化に対応した施策を検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

2点目の奨学金返還支援制度の充実につ

いての御質問であります。令和4年4月からスタートしております支援金制度は、医療従事者、介護従事者、保育士及び幼稚園教諭の資格所有者に対して支援を行っております。

制度の開始に当たり、町内において人材不足は顕著であるもののうち、特に、人の命や健康、子供たちの成長などに密接に関わる職種を先行して実施しておりますが、少子高齢化の加速により、どの業種においても労働者が不足している現状にあると考えられるため、業種の拡大や企業が肩代わりした場合の支援についても、今後、必要に応じて検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君）〔登壇〕 横山議員の御質問にお答えいたします。

部活動の地域移行につきましては、令和4年12月27日にスポーツ庁と文化庁が策定した学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合ガイドラインにおいて、地域の子供たちは学校を含めた地域で育てるという意識の下、公立中学校を対象として、休日の部活動から段階的に地域移行することを基本として、令和5年度から令和7年度までの3年間で重点的に行いながらも、地域の実情に応じて可能な限り早期な実現を目指すこととされており、本町におきましても、これに沿って取り組んでいるところであります。

1点目の3年間の具体的な計画についての御質問であります。少子化による児童生徒や教職員の減少により、従前同様の学校単位での部活動の維持及び運営が厳しくなっている状況であり、将来にわたり子供たちがスポーツ・文化芸術活動を継続していけるよう、持続可能な体制を構築するためには、受皿、指導者、利用施設の確保など、様々な課題を抱える中で、部活動ごと

に整理する必要があります。

このため、学校はもとより、保護者や関係団体との情報共有や連携を十分に図った上で、順次移行を進めていかなければなりません。

移行への具体的な計画につきましては、教育委員会の主導により、本年度中に各部活動の動向と移行の見通しを把握し、令和6年度及び7年度に複数の学校で構成される合同チームまたは拠点校方式への移行と検証を行った後、令和8年度から休日の部活動において、地域移行することを目標に進めてまいります。

しかしながら、部員の減少、指導者不足により、継続が困難とされる部活動を優先する必要があるため、まずは、こうした部活動合同チームや拠点校方式移行を進めながら、さらに受皿や指導者等の問題が解決され体制が構築された段階で、正式に地域移行していく考えでありますので御理解をお願いいたします。

次に、2点目の教員、町職員の兼職兼業に関する御質問であります。職員が地域クラブ活動に従事する場合、地方公務員法第38条や教育公務員特例法第17条の規定に基づき、服務を監督する任命権者の許可・承認が必要となり、職員の心身の健康を確保する観点から、業務に支障のないことが前提となっており、本町においてもこの範囲での許可とする考えでありますので、御理解をお願いいたします。

以上、お答え申し上げます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（戸澤義典君） 3番横山清美さん。

○3番（横山清美君） それでは、ただいまいただきました答弁に基づきまして、それぞれ再質問をさせていただきたいと思っております。

ただ、先ほど来より、1時間フルに使っていいよという御意見と、12時までには終わらせてという御意見がありまして、どち

らを選択したらいいのか分かりませんが、こちらの再質問に対して快い返事をいただければ、速やかに終わらせていただこうかなと思っていますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それではまず、1番目の経済対策についてから再質問をさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルスの患者数が増えています。そして、ここに来て、感染力が強いと言われる新たな変異株、通称エリスの割合が増え、新型コロナ感染者数がいわゆる第9波を受けているという報道もされております。

まずは、美幌町の現状を確認させていただきながら、そのあと経済対策についての質問をさせていただきたいと思います。

福祉部長、美幌町での第9波もしくはエリスに関わる推移について、現状の数字を教えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（戸澤義典君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） ただいまの御質問でございますが、現在、定点把握という把握の方法に変わっておりまして、以前からそのようなのですが、市町村ごとの症例数、人数の把握というのはできない状態にあります。

今、把握できるのは、保健所管内ごとの人数ということになりますけれども、北見保健所管内の先週の実績で見ますと、その前の週と比較して2倍の定点把握数だったかと思います。

症例数については、今、手元にないので分かりませんが、定点人数としては北見保健所管内で3. 何人だったかなと思います。

北見保健所管内だけでなく、全道的に増加傾向にあります。軒並みどこの保健所も上昇傾向にあって、全国的にも増加しているとのことですので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 3番横山清美さん。

○3番（横山清美君） 町としてもそのような認識をされているということで、改めて再質問をさせていただきたいと思います。

今、言ったような形でコロナが増えている現状と、ここに来て光熱費、電気料金及びガス料金の高騰の影響を受けて、それぞれ製造業者、卸売業者が価格転換もできず、資金繰りが非常に厳しい状況になっているというのは、もう既に皆さん御承知のことと思います。

最初に質問させていただきましたゼロゼロ融資の借換え部分につきましても、美幌町の各金融機関に情報提供いただいたところ、北洋銀行さんは別としても、網走信金、北見信金、合わせますと約百六十数件がゼロゼロ融資を借りているというお話も聞いてございます。その中で、もう既に返済が始まってきている、借換えも行っているという話も聞いております。

しかしながら、支店長たちの情報でいきますと、やはりこれからが大変だという思いをはせられているのが現状であります。

その状況の中で返済が滞るということはゼロではなく、あり得るということを考え、万が一のときに備え、ほかの対策も考えておく必要があろうかなと思うところでございます。

経済センサス調査で、美幌町内の商工業者が866、そのうちの75%以上を占めます小規模事業者、いわゆる中小零細事業者、これらに対する町の独自支援について、改めて町長の考え方をお伺いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、コロナが5類相当に移行したことによって、確かにコロナにかかる方が増えているという認識を私も持っています。

その中で、今、866の75%が中小零細という話がありましたけれども、今までの融資状況を見たときに、例えば、ゼロゼロの場合で町が補填している分でいけば、補填は最大で20万円するわけですが、ほとんどそこまでに至っていない部分があります。

では、ゼロゼロ融資になったときに、件数としては結構借りているのですが、その辺の借り方も含めて、金融会議等の報告を受ける限りにおいては、全体として今の電気料とか、燃料が上がることの大変さはあるのですが、そのことによってすぐ逼迫するという話は余り聞いてはいないのです。

ただ、コロナ以前から経営的に大変だという部分が何件かあって、それが今に引き続いているというほうが強いのかなという認識であります。

ですから、全体としてこれを何かしなければいけないということの見極めをしているところであって、今、このようなことをしていきたいというお話ができるものについては、持っていないという状況であります。

○議長（戸澤義典君） 3番横山清美さん。

○3番（横山清美君） 確かに、今の町長の答弁にもありましたように、各金融機関の支店長方も同じようなことをお話しておりました。

しかしながら、当時、ゼロゼロ融資を借りた実情を言いますと、正直なところ借りなくてもいい企業に対して貸したというのが実情ということを考えていただければ、当然、今言ったような答弁になることは間違いない事実なのです。

それ以外でも借りている方がたくさんいらっしゃるという部分を考えたときに、本当にそれを無視していいのかということころだと思ふのです。

ですから、その部分をもう少し真摯に受

け止めていただければならないのかなと思っている次第であります。

今日の道新の1面もそうですし、昨日のテレビのニュースでもそうですが、岸田内閣が新しく出来たという中で、国民生活を応援する大胆な経済対策を実行すると、岸田総理は表明しております。

対策の骨格を月内に閣僚に示して、来月、10月中にも策定する考えを明らかにしているという部分もありますので、その辺の状況も踏まえながら、いち早く情報を手にしていただいて、新たな経済対策を打ち出していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

先ほどの融資の話ですが、運転資金の延長につきましては、返済する側にとっては非常に有利な融資の拡張ということで、これは非常にありがたいなと思っています。

ただ、現制度の中小企業融資制度では利子補給率が20%、それから、保証料の補給率が90%でありまして、当初、この制度資金をつくったときには利子補給率ももう少し高かったですし、保証料の補給率も当初は100%だったのですよ。

ですから、少なくともまずはできるという部分でいけば、利子補給率の20%、それから保証料の90%をアップというか、そのような形の方策を考えられないかということをお伺いさせていただきたいなと思います。

○議長（戸澤義典君） 経済部長。

○経済部長（後藤秀人君） ただいまの町融資の利子補給、保証料の率でございますけれども、この辺につきましては、商工会議所と金融機関で常に金融会議を持っておりますので、そのようなところで企業様のニーズ等を含めて需要があるのか、今の率でよろしいのか、それともアップが必要なのか、経済状況を考えながら検討していきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 3番横山清美さん

ん。

○3番（横山清美君） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

あわせまして、店舗リフォーム促進支援事業の限度額が、100万円の範囲内で複数利用になって、今年の4月から拡充されたと答弁をいただいております。

自分が調べた範囲では、町のホームページ上だけの情報発信であって、現実には、今までこの店舗リフォームを利用されている方々に対してどのような周知をされているのか、その辺につきましてお伺ひしたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） 経済部長。

○経済部長（後藤秀人君） ただいまの御質問でございますが、町のホームページと町広報紙、こちらにつきましては制度の拡充についても記載をして広報しております。

それと、全ての事業者様ではないのですが、けれども、過去に相談のあった事業者に対しては、担当者が訪問して、このような拡大をしたので御活用できますよと御説明しております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） 3番横山清美さん。

○3番（横山清美君） 今の答弁の「担当者が訪問」という部分なのですが、たまたま自分も数件からそのような問合せがあり、現実的に全く訪問もされていないし、情報も全く入っていないとお聞きしています。

私は、担当係長のところにいろいろ情報を聞かせていただいたという経過もあるのですが、町の中で、担当者のレベルの中で100万円に満たない事業者というのは当然、おのずと分かると思うのですよね。

そこを重複利用できるということであれば、そこに、やはり郵送なり何なり、速やかに情報提供するべきだと思うのですが、

その辺の考え方を含めて、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 経済部長。

○経済部長（後藤秀人君） お答えいたします。

ただいまの御指摘、非常にありがたく受け止めたいと思います。

店舗リフォームは、平成27年度から開始しまして133件実施しております。そのうちの約半数が限度額に達していない事業者になりますので、ただいまいただいた御意見を基に、そのように上限に達していない所、改めて制度の拡充した内容をお知らせしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） 3番横山清美さん。

○3番（横山清美君） ぜひ、よろしくお願ひいたします。

それでは、改めてもう一回、経済対策の支援の関係についてお聞かせ願ひたいのですが、商工会議所が調査しております景気動向調査、それから、網走信金、北見信金がそれぞれ調査しております景気動向調査。この第一四半期の1月から3月までの実績と4月から6月までの推移を見ても、当然のことだとは思いますが、原材料の高騰というのが一番の問題点となっております。

そこで、あえて聞かせていただきたいのは、8月21日、全員協議会にて説明を受けました令和5年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金の話です。

この交付金限度額、美幌町には8,262万6,000円、今回の補正で6,760万円、差額1,502万6,000円がまだ残っているというのか、あると自分は認識をしています。

その中で、国の推奨事業メニュー、事業者支援の中に中小企業に対するエネルギー

価格高騰対策支援の位置づけとして、新たな経済対策への支援を考えられないかということをお伺いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） この残を使って、中小企業等に対する支援は考えられないかという御質問でありますけれども、その状況については、商工会議所等、関係する所と再度そのようなお話を。今までは、そのような話を具体的にされていないというか、求められるということがなかったものですから、最初に何を優先するかということで考えたときに、今回はこれから提案させていただく内容に絞らせていただきました。

ですから、今、議員からそのようなお話をいただきましたので、そのことについては、どのような形で会議所等が受け止めているか、しっかり意見をお聞きした中で判断していきたいと思っております。

○議長（戸澤義典君） 3番横山清美さん。

○3番（横山清美君） ぜひ、そのような団体と協議をしていただきながら、有効な手段をお願いしたいなと思っております。

最初の答弁の中にもいただいていた33事業所の中の一つにもありますが、実は、先ほど言った商工会議所の景気動向調査の中にも、物価高騰等々を含めたニーズの一つとして、改めてプレミアム商品券の発行という要望が出てきています。

今後、経済教育常任委員会でも商工会議所、また商工会議所青年部との懇談もする予定になっておりますので、その辺の情報も聞き出したいと思っておりますが、早い段階で町もそのような取組をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に、2点目の質問につきまして、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、労働力不足解消についての再質問であります。日本国内で人手不足が非常に深刻になってきている特定産業分野、特に、12分野14業種においては、即戦力となる外国人の就労が可能になってきているという状況を鑑みたときに、それぞれの地方自治体が対応すべき課題としては、やはり、言語、日本語の勉強であるとか、住居の問題ではなかろうかと思っております。

その中で、町として、マナビティーセンターでいろいろな形で支援をさせていただいていることは承知し、事実確認をさせていただいておりますが、改めて外国人労働者に対する日本語教育の充実だとか、そのようなことは考えられないかということ再度、確認させていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 最初に町長に就任させていただいたときの公約の中に、外国人労働者等に対する教育機会の推進ということで、それを継続させていただいております。

現実的には、令和2年度から昨年度までやらせていただいて、どちらかというと、いろいろ協議をして希望されるところと、昨年は、JAびほろに来られた方、それからクレードル食品に来られた方を含めて、全体で7回ほどさせていただいています。

それは、文化をきちんと知っていただいて、日本よりも美幌に来たことに、この地域になじんでほしいという思いであります。

また、今回、私の公約の中に外国人労働者の受入れの支援ということをしっかり述べております。

この体制については、今回の答弁の中にも書いてございますけれども、今、特定なところに来ている部分が、町の方々も労働力不足により受入れたいという意向があると

いうこともお聞きしていますので、その説明をさせていただき、しっかり対応していきたいと思っております。

○議長（戸澤義典君） 3番横山清美さん。

○3番（横山清美君） もう一つ、お伺いしたいのは、住居の問題であります。

昨日もお二方の議員からそれぞれ同じような話が出たと思いますが、やはり、住居確保。

クレードルさんでいけば、自分の敷地内に建物を新築で2棟建てました。しかしながら、労働者の受入れをする上でまだまだ住居が足りないということで、自分が聞いている話では、クレードルさんから町に対して要望書の提出もされているということです。

それに対する部分と、併せましてJ Aびほろさんと先般、委員会で懇談をさせていただいたところ、現状、技能実習生12名、特定技能者が15名いるという中でJ Aさんとしてアパートの確保をしています。が、まだまだ住居が足りないという状況であります。

当然のことではあります。その受入れを拡大する上では住むところが一番重要だと思いますので、まずは住居の関係につきまして改めてどのように考えているのか、お伺いしたいなと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 住居の関係につきまして、クレードルさんについては、増設するときに希望が出されているということを今、確認させていただきました。

また、口頭でもクレードル食品、それからJ Aびほろから、外国の方を住ませる住居環境を整えてほしいという話を聞いております。

そのことを受けて、今、公営住宅の他の利用ができないだろうか。

他の利用をやっている自治体もあるの

で、今、宿泊というよりも外国の方々を入居させるために目的外ということで確認し、それは国としては認めますよという回答をいただきました。

今、具体的にどのような手法が取れるか、それともう一つは、そのニーズが本当にあるのかどうか。これも、指示を出してからいろいろと考えることができるのですが、1か所に集中させることはどうなのかということもあって、逆に、来られる方の分散化とかを考えたときに、どのような方法が取れるかということも並行していろいろ考えているところであります。

いずれにしても、そのような外国の方々が美幌で仕事をされる場合、住居など困っていることに対して、町としてきちんと対応する必要があるということで、今、内部で検討をさせていただいております。

○議長（戸澤義典君） 3番横山清美さん。

○3番（横山清美君） 今の公営住宅の部分につきましても、内容をもう少し詳しく聞こうかなと思っていたのですが、たまたま昨日、伊藤議員の空き家対策の一般質問中でも、町の公営住宅について、町長は担当部局に指示を出しているというお話も聞いております。

ですので、その辺につきましては、現状で不足しているということは間違いないと認識していると思いますが、その目的外がいつできるのか。

やはり、速やかに対処していかなければ、補うところの事業所としては、非常に困る部分でもあろうかと思っておりますので、速やかに対応していただきたいなと思っております。

それと、昨日、一部出ていました空き家対策の問題にもつながろうかなと思うのですが、現状、町内で新しいアパートが建てば、今まで住んでいたアパートからそこに引っ越しするというのが、今の美幌町の流れだと思います。

そうすると、失礼ですが、古いと言われる前のアパートの部分については当然、空き家になるわけです。そこを管理している不動産事業者があるわけですから、そこと業者もそうですが、町とタイアップしながら何かしら不動産事業者に対する支援、それを受皿の一つとして考えるということとはできないのかなということも含めて、その辺の町の考え方をお聞かせ願えないかなと思います。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） もともと、公的施設、言うならば、公営住宅の利用を考えた発想は、民間の方々がなかなか外国の方をお預かりするとか、入居させることに対してお断りされることが多いということが前提だったのです。

今、議員がおっしゃったように、いやいや、民間の方もどんどん空いているところに入れることが可能ということであれば、それも一つの選択で、空き家をつくるということをあえてする必要はないのではないかなと私は思っています。民間と公的な施設を考えたら、民間をきちんと優先すべきかと思っています。

ですから、発想のスタートがそのようなことだったもので、今、言われたことの協議はしっかりしたいと思いますし、そのためには、町全体できちんと外国の方々を受け入れる町なのということ、これも行政だけではなくて、皆さんときちんと関わっていかなければ難しいと思うのです。

私の自治会であれば、近くにベトナムの方々がいらっしゃって、ふだん周りの方でいろいろお話をしたりしております。その中で、最初は文化の違いとか、トラブルもあったみたいで、それはきちんと自治会長なりがお話しして改善され、今はうまくやっているということでもあります。

そのようなことも含めて、いろいろなことを考える必要があるのかなというのが今の状況でございますので、御理解いただき

たいと思います。

○議長（戸澤義典君） 3番横山清美さん。

○3番（横山清美君） 町長が最後に言われました、町全体として外国人をどう受け入れるべきかということにつきましては、当然、自分もそのところは十二分に必要な部分だと思います。

9月13日の朝日新聞なのですが、群馬県大泉町というところが、多文化共生として人口約4万人のうち2割、8,000人近くの外国人を受入れているということです。

今、町長が言われたことと同じように、確かに、当初はそのような文化の違いで問題はあったのですが、町民と共に協力をし合いながら受入れをしてきているという部分もあります。

ぜひ、この町も参考にしながら、そのようなことも考えていただければと思います。

よろしくお願いいたします。

次に、教育委員会担当の奨学金の返還支援制度の関係であります。

令和4年4月から既にスタートしているという状況で、1年が経過しておりますが、現状、業種別にどのような申込み状況であるか、まずはそこをお教えいただければと思います。

○議長（戸澤義典君） 学校教育課長。

○学校教育課長（中尾 亘君） 御答弁いたします。

令和4年4月にスタートしたこの制度でございますが、現状で令和4年度は介護施設従事者、言語資格士になりますが、こちらの方1名となっております。令和5年度に北見市へ転出されたことから、こちらの補助制度は令和4年度のみとなっております。

令和5年度につきましては、いろいろな事業所から問合せはございますが、現在ゼロ件という状況になっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 3番横山清美さん。

○3番（横山清美君） せっかく10年間、200万円程度のすばらしい奨学金制度が出来たにもかかわらず、残念ながら、介護の部分で令和4年度1名、令和5年度は問合せがあるけれどもゼロと。

そのような状況の中で、先ほど来から言っている人手不足、労働者の担い手不足につきましては、最初の回答にある部分だけの業種に限らず、今、広い業種が人手不足。特に、建設業をはじめ、製造業、いろいろな分野で人手不足の状況を考えたときに、最初の取組はよかったのですが、うまく利用されていないこの制度を広く使えるには、業種の拡充が必要でないかなと考えております。

令和6年度以降、その辺の考え方について、改めてお伺いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 制度の拡充の関係でございますが、私どももこの制度を設計した当時は、様々な業種も考えておりました。

ですが、まずは今、本当に足りない業種、いわゆるエッセンシャルワーカー、このようなところを対象にということで設計し運用させていただきました。

現実に、全ての業種で人材不足ということが社会問題化していることは承知しておりますので、今後においても、町長部局と協議しながら、どのような方法がいいのかということを考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 3番横山清美さん。

○3番（横山清美君） あわせまして、速やかなその辺の拡充について、改めてお願いしたいと思います。

また、令和4年度は1件、令和5年度は

問合せがあるにもかかわらず対象はゼロという部分で、昨日来からおととい来からそれぞれ皆さんが質問させていただいた中で、やはり、町としての情報発信がどうしてもうまくなされていないというのが実情なのではないかと捉えざるを得ないのですよね。

そのようなことを考えたときに、それぞれ大学のゼミの先生にこのような制度がありますよとか、それから専門学校にこの情報がありますよとか、その辺の周知含めてどのようにされているのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 学校教育課長。

○学校教育課長（中尾 亘君） 御答弁いたします。

まず、この奨学金制度スタート当初の周知方法でございますが、当初、各該当する事業所に直接訪問しまして、この制度を説明しております。あと、地域包括支援センターにも周知をして、訪問時等にこのような制度がありますよということを周知しております。

さらに、町の広報紙、町のホームページ、美幌高校に訪問した際にも周知、道のホームページ、スタート当初の時点ではあらゆる手段を取って、事業の制度については説明している状況にあります。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 3番横山清美さん。

○3番（横山清美君） 今の答弁でいきますと、大学に対して全くアプローチがされていないという状況だったと思うのですが、今後、その辺の大学、専門学校への情報提供をどのようにするのかしないのか、その辺の考え方を改めてお聞かせ願えないかなと思います。

○議長（戸澤義典君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 大学、各種学校へのアプローチは非常に大切だと思っております。

また、このことは移住政策とも非常にリンクしてくる部分もありますので、その辺についてもまた、町長部局と一緒に連携しながら、よりよい方法を考えていきたいと思っています。

先ほどの課長の答弁を若干補足させていたいただきたいのですが、この返還支援金制度を創設した際に、奨学金自体も要件を見直しして、非常に使いやすい形になったところでもあります。

その結果、例年1人だとか2人だった借入れ希望者が、若干でありますが増えている状況にあります。

そのような方々も例えば、介護だとか、保育だとかそのような業者の方々ですので、順調に学校を卒業したら町内に帰ってきて、就職していただけるのではないかなと期待もしておりますことを申し添えさせていただきたいと思っています。

よろしくお願いします。

○議長（戸澤義典君） 3番横山清美さん。

○3番（横山清美君） 内容については本当に文句のない、いい内容だと思います。

ただ、これだけいろいろな分野で人手不足になってくる中で、質問させていただいたように、それぞれ企業も奨学金制度を肩代わりして、そして自分のところで働いていただくという形は、現状、オホーツク管内でもあるのは事実です。

単に、町だけが支援をしてということではなくて、町とタイアップしながら支援をすることによって、さらに地元企業の就職率も非常に高まると思いますので、企業との絡みも含めていろいろ協議をしながら、業種の拡充をお願いできないかなと思いますので、よろしくお願いします。

この質問の最後になりますが、労働力不足は1年や2年先の問題でなく、今日明日の問題でもあり、速やかに対処しなければ手後れになるという状況にも来ていると思っています。

昨日、松浦議員のエッセンシャルワーカーへの支援についての質問に対する町長の答弁、それから木村議員の人材確保の質問に対する町長の答弁、非常に前向きな答弁をいただきました。

改めて最後に、この問題についての町長の考え方をお聞かせ願いたいのですが、昨日言っておりました産業振興を担う人材戦略、町長が今、描いていることをお話していただければと思います。

よろしくお願いします。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、奨学金の返還の部分の中で、人材の確保ということに関わっていろいろお話をいただきました。

そして、これまでもそうですけれども、今回、議員の皆様からそれぞれの業種への人材確保をきちんと考える必要があるとおっしゃっていただきました。

そのことは、トータル的に、戦略的にきちんと考えていかなければいけないのではないかという部分があるということは、昨日、触れさせていただきました。それは、行政がということではなくて、町全体でということになってきているということです。

ですから、今まで私どもが経験してきた産業振興という流れの中で、そこで働く人たちのことは、どこか置き去りにはしていませんけれども、まずは振興ということだったのです。

今度はその産業の根底をなす個々を築いている人たちをどうするかということをしつかり考えていかないと、その企業すら成り立たなくなってきた。

その意味では、昨日、松浦議員からもあったエッセンシャルワーカーと言われる社会基盤をなす、個々の生活の中で必要とされる技術屋が育っていない、いなくなっている、高齢化になっている。

次に育っていないということを考えますと、昨日、木村議員のときにお話しした部

分というのは、先ほどの繰り返しになりますけれど、人材戦略というものをしっかり皆さんと立てた中で、それぞれの立場の調整役、マネージャーというものを置いている先進的な事例があるのです。

今、非常にそれに興味を持っていて、私はそのことに対して、自分で勉強させていただいていますという話をしております。

引き続き、そのようなことがこの町でも可能なかどうかということを、担当とか、それから研究学会などで私がいろいろ話した中で皆さんに提案できれば、一步前に進めるかなという思いでありますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 3番横山清美さん。

○3番（横山清美君） ありがとうございます。ぜひ、よろしくをお願いいたします。

それでは、最後、3番目の部活動の地域移行について、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、令和5年3月定例会で戸澤議長、それから坂田前議員が同じような質問をさせていただいたところ「今後は早期の実現に向けて、次年度は指導主事を1名増員した中で準備を加速し」という答弁をいただいております。

その流れについて当然、議長にも聞いていただかなければなりませんし、坂田前議員には、宮崎委員から報告してもらわないとならない部分もあろうかと思っておりますので、改めて指導主事を1名増員した中での準備を加速という部分の現段階での体制、それから進捗状況、この辺についてお聞かせ願えないかなと思います。

○議長（戸澤義典君） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 御答弁申し上げます。

委員おっしゃるとおり、答弁書で指導主事を1名増員ということですが、これに限らず学力向上ですとか、小中一貫教育、それに加えて部活動の地域移行、これ

は全国で始まるものですから、そのようなものの業務量も増えるということで、指導主事を1名増員して、現在取り組んでいるところであります。

これは、なかなか課題も多くあります。一番は指導者の問題でしょうけれども、あとは場所の問題ですとか、移動の問題、そのようなものもあります。

まずは、答弁にも書かせていただきましたけれども、現在できるところからやっていくということで学校の現状、例えば、具体的にサッカー部ですとか、野球部ですとか、どれだけ子供たちがいて、実際に競技ができるのかとか、担任、顧問の先生も含めながら取り組んでおります。

また、美幌町は幸い、中学校が二つありますけれども、実は、近隣の町と一緒に取り組んで中体連に出たりもしております。

ただ、人口がどんどん減ってきて、子供たちも減っていますので、同じような状況が生まれてくるのもあります。

いかに、その子供たちにやりたいことをさせてあげられるかということで、いろいろな方法で今、研究しているところです。

今、具体的にどこまで進んでいるというのをお答えできませんけれども、着実に前に進んでいるということで、御理解いただきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 3番横山清美さん。

○3番（横山清美君） 時間がないので、これを一番最初にやりたかったなと思っていたのですが、最後に、令和5年3月、北海道教育委員会で北海道部活動の地域移行に関する推進計画というのを策定されています。

これは当然、教育長はじめ部長も御存じだと思うのですが、その第4章に市町村の取組と実施イメージというものがあろうかなと思います。

その中で、令和5年度には協議会の設置、そして令和6年、7年でそれぞれ検証

実施をしていくという部分があるにもかかわらず、今の答弁にもありますように、協議会の設置にも至らない状況にあります。

本当に令和6年、7年、この3年間でできるのかなということがあろうかと思うのですが、その辺、もう少し早く進めて行かなければならないという状況を考えたときに、令和5年度で早く協議会を設置して、そして実証・検証していかなければならないと思います。

最後、そこをお聞かせ願って終わりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 時間が来ましたので、これで終わります。

これで、3番横山清美さんの一般質問を終わります。

再開は13時30分とします。

午後0時15分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（戸澤義典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順により発言を許します。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 〔登壇〕 質問をさせていただきます。

先に通告した順番で質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

1項目め、医療機関が質の高い医療を提供する上で、事務部門の役割は重要であると考えます。

医師、看護師、薬剤師などの専門職が医療行為に専念できるよう、付随する事務的作業のサポートからも、労働環境の整備は必要不可欠であると考えますが、現在の国保病院における事務室は、狭隘化が進んでおり、労働環境が整備されているとは思えません。

狭隘化を解消するためにも、国保病院事務室の作業環境を改善すべきと考えますが、町長の考えをお聞かせ願います。

2項目め、峠の湯びほろ施設整備についてであります。令和元年にオープンした峠の湯びほろのRVパークは、多くの利用者が訪れている一方、トイレや洗面所までが遠く、また、ちょっとした子供の遊び場、あるいはドッグラン等のペットの休憩場もない状況から、利用者から改善・充実を求める声をお聞きしております。

RVパークの利用促進、また、相乗効果による入浴・レストラン利用促進の観点から、設備の充実を図るべきと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

3項目め、ドローンの活用等について。

ドローンは撮影だけではなく、人が行けないような場所でも簡単に行くことが可能であることから、災害現場での生存者確認など、多様に活用できます。

美幌町役場においてもドローンを所有していますが、次の点について伺います。

1点目、活用実績について。

2点目、飛行計画（フライトプラン）、操縦技能の練度、免許取得の現状と今後の考え方についてであります。

4項目め、専任の検査員の配置と調査等に係る予算計上について。

1点目、専任の検査員配置の必要性等について。

美幌町においては従前、技術審査課長あるいは契約財産課長という役職で、発注前の工事等の設計審査、竣工に係る検定などを行う検査員が専任で配置されておりましたが、数年前から専任の検査員が配置されていないのが実態であります。

現状を踏まえ、検査員の役割及び専任の検査員の必要性をどのように考えているのか、町長の考えをお示しください。

また、専任の検査員を配置する場合においては、受注者側への対応の観点から管理職を配置すべきと考えますが、いかがですか。

2点目、参考見積り等の調査等に係る予

算計上について。

美幌町では従来から、工事や修繕等に係る参考見積りを町内業者に依頼しております。参考見積りを依頼された業者は、現地測量や設計図書作成等に係る労務費等の経費が発生することが多く、経費面での問題が生じており、困惑している状況にあります。

このような実態を踏まえ、今後は各部署において、参考見積り時に必要な調査費等を予算計上した上で依頼すべきと考えますが、町長のお考えをお聞かせ願います。

また、参考見積書の内容が適正かどうか、内部で確認すべきと考えますが、併せて町長の考えをお聞かせ願います。

5項目め、町長の政治姿勢についてであります。

先般、美幌町議会においては、美幌町自治基本条例の規定に基づき、議会報告会及び意見交換会を実施し、町民皆様の意見、要望等をお聞きしたところであります。

町長においても、町民皆様との意見交換会等を積極的に行うべきと考えますが、過去の実績及び今後の計画についてお聞かせ願います。

以上であります。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 〔登壇〕 吉住議員の御質問に答弁いたします。

初めに、国保病院事務室の環境改善について。

狭隘すぎる事務室の環境改善についてですが、現在の病院施設は平成12年4月に供用を開始し、23年が経過しているところです。

御指摘の事務所につきましては、事務長室を除き70.15平方メートルの面積で職員が執務を行っており、使用状況につきましては、改築時9名であった職員が、時代の変遷とともに現在13名執務している状況であります。

狭隘化の主な理由としては、地域医療連携室移転に伴い狭隘化が進んだこと、電子カルテシステム導入により管理業務を行う委託職員が1名増になったこと、業務多忙により総務担当職員が1名増になったことが大きな理由であります。

建築基準法には、一人当たりの面積は特に規定されていないものの、労働安全衛生法、事務所衛生基準規則第2条により「労働者一人について10平方メートル以上としなければならない」と定められており、この基準を病院事務室に当てはめると、一人当たり面積が3.86平方メートルとなることから、13名で50.18平方メートル以上を確保しなければならないこととなり、計算上の基準はクリアしている状況であります。

しかし、御指摘のとおり、職員の増加に伴い事務室の狭隘化が進んでいること、通路も十分に確保されているとは言えない状況であることから、事務室全体の配置を見直し、できるだけ余裕のある執務環境づくりに取り組んでまいりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

次に、峠の湯びほろの施設整備についてですが、峠の湯のRVパークは、令和元年7月にオープン以来、多くの方々に利用され、5年間で1,069件の利用台数となっており、本町が推進する滞在型観光施策の一つとして、大きな役割を担っております。

御指摘のトイレや洗面所が遠いという点につきましては、利用者からの御意見などからも課題として認識しており、現在、改善策を検討している状況であります。

引き続き、子供の遊び場なども含め、利用者に喜ばれる施設を目指し、検討してまいりますと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

次に、ドローンの活用等について。

美幌町におけるドローンについてですが、災害時の捜索活動や情報収集のた

め美幌消防署に、森林整備のため経済部農林政策課耕地林務グループに導入し、活用しております。

初めに、美幌消防署の状況であります。御質問の1点目、活用実績につきましては、平成28年のドローン導入から現在まで、津別町での活動1件も含めて行方不明者の搜索活動が6件、野火火災による焼損範囲の確認が1件あり、合計7件の出動実績となっております。

2点目の飛行計画であります。夜間や目視外などの特定飛行については、災害時は航空法の特例により、資格を含め許可や承認は必要なく活動できることになっており、災害以外の訓練においては、特定飛行に該当する飛行は行いませんので、飛行計画は作成しておりません。

次に、操縦技能の練度であります。定期的に飛行禁止区域外に出向して飛行操縦訓練を実施し、日々隊員の操縦技能向上に努めております。

また、免許取得の現状であります。美幌消防署においては公費での資格取得者はおらず、個人的に民間資格を取得した者が2名おります。

年々、ドローンの性能や機能はさらに高度化するものと思われ、その機能に合わせた操縦をするためには、隊員の操縦能力向上は必要であると考えており、令和4年12月からドローンの国家資格制度が始まっていることもあるため、今後、国家資格の取得の必要性について検討してまいります。

次に、経済部農林政策課耕地林務グループの状況であります。1点目の活用実績については、森林の現況把握を効率的・効果的に進めるため、樹木の育成状況や間伐実施状況の把握などで、年間30回程度活用しております。

2点目の飛行計画、操縦技能の練度、免許取得の現状についてであります。国土交通大臣の許可や承認が必要となる特定飛

行は行わないことから、飛行計画の通報や免許取得の予定はありませんが、職員間で知識や経験を共有して練度向上に取り組んでおります。

ドローンの活用においては、日常をはじめ災害発生時など、様々な利用形態が考えられますので、今後につきましては、利用方法、必要台数及び資格取得を含めて町としての体制を検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、専任の検査員の配置と調査等に係る予算計上について。

1点目の専任の検査員配置の必要性等についてであります。技術職員のうち、特に土木・建築技術職員は、職員の退職等により欠員が生じ、募集は行っているものの応募がなく、充足されていない状況が生じており、職員の確保に苦慮しているところであります。

このため、令和4年度から専任の検査員を配置せず、建設工事等の完了検査は、建設部における技術職の課長・主幹職において分担し実施しております。

検査員については、契約の適正な履行の確保を図るためにも重要な役割と認識しておりますが、御質問の管理職を配置すべきについても、現状では配置できる状況にないことを御理解願います。

2点目の参考見積り等の調査等に係る予算計上についてであります。参考見積書の徴取につきましては、行政活動の目的達成に向けた適正な予算計上のため、各業者には御理解と御協力をいただいているところですが、依頼に当たっては、行政側による過度な労力・時間とならないよう配慮してまいりますので、御理解をお願いいたします。

また、参考見積書の内容確認については、特に、工事修繕等の専門的な分野は専門の技術職と協議しながら、適正な発注業務に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、町長の政治姿勢について。

私は、まちづくりは、常に町民の皆様の視点からといった理念の下、元気で活力のあるまちづくりの推進のためには、町民の皆様と十分に話し合い、声を積極的にお聞きし、それを町政に反映させることこそ、何より重要なことと考えております。

令和元年の就任以来、定期的なものも含め、町民もしくは団体の皆様には多くの懇談の場を設けていただきました。

商工会議所、美幌町農業協同組合、美幌町森林組合、また、自治会連合会の役員の皆様には、副町長、教育長とともに年数回、懇談の場を設けていただいているほか、シニアクラブ、教育委員の皆様とも毎年懇談の場を設けていただいております。

また、こういった定例的なミーティングとは別にテーマを決めて、直接、町民皆様と対話する場、まちづくりミーティングを合計11回開催しております。

さらに、現在、実施に向けて準備しているものもあります。

一つ目は、本年4月にオープンしましたワーキングスペースK I T E Nでの町長懇談であります。

先月より、月に1回、私自身がK I T E Nで執務を行っており、今月より、事前予約をいただいた方との懇談を行うことで準備しております。

これは、他用務との都合がつけば、定例化することも検討しております。

二つ目は、町内の青年団体とのミーティングであります。

商工関係や農業関係の青年団体の皆様と意見交換を行うため、現在、日程を調整しているところであります。

三つ目は、子育て世代の皆様との意見交換の開催であります。

こちらも現在、準備しておりまして、遅くとも秋頃までには実施したいと考えております。

既に実施しているもののほか、こういっ

た多世代との意見交換も積極的に実施してまいります。

また、町民皆様の声を積極的に聞き入れ、それを町政に反映させる大切さを、日頃から町職員へもしっかり伝え、町民皆様の声を真摯にお聞きするように指示を出しているところであります。

今後も、私自身が出向くものや御要望に応じて開催するものなど織り交ぜながら、積極的に町民の皆様の御意見をお聞きしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 1点目の国保病院のことに關してであります。

その前に、今、町長の言葉での答弁をいただきましたが、私の聞き間違いかどうか不安なもので1点ほど。

労働者一人について10平方メートルという言葉だったかな、文書では立方メートルだとありますので、10立方メートルということで議論を進めてよろしいでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 申し訳ございません、訂正させてください。

私の表現が間違っております、立方でございます。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 町長、釈迦に説法みたいな言い方の部分が多いと思うのですが、ぜひ、国保病院の事務室を訪ねてくれませんかでしょうかね。

ただ皆さん、この文章を見てどのように受け止めたでしょうか。

まとめ方として、今、10立方メートルというところの確認をさせてもらいましたが、面積でいえば3.86平方メートルとい

う言葉が出ております。

ここで一つ、講釈を垂れさせていただきますが、答弁で言葉足らずのところがあります。

この10立方メートルというのは何を指しているか。私のほうから言わせていただきます。空間のことです。答えとして、空間が10立方メートル以上がということの話が成立しないと、論戦を張れません。

逆算すると、国保病院の天井高が床から2.6メートル、10立方メートルを高さの2.6で割り返したら、床面積が3.86だよということで捉えてください。極端な話、天井高が1メートルであれば10平米要ということですよ。

空間の話として、皆さん受け止めて聞いていただきたいと思いますし、町長もその認識でいてください。

実は、建築基準法とか、労働安全衛生法とか、決まりでいろいろ解釈があるので。

例えば、この議場、この空間という広さで考えて床面積が変わらない中で、偶然、偶然ですよ、荷物が面積の半分を占めたとします。そうすると議員たちは、皆さんの方向に向かって移動しなければ、場所がないのですよね。でも、荷物が無いことを考えたらこのようなゆったりとした空間ですけども、仮に、荷物が床面積の半分まで入ったとする。

何を言いたいかというと、床面積ということではなくて、本来は、空間の正しい解釈をしてはいかがでしょうかという話をしたいわけです。

もちろん、事務室ですから机とか、コピー機とか、本棚、書籍、そのようなものが置いてあっても床面積なのですよ。実態は、書籍の本箱だとか、冷蔵庫だとか、コピー機があったところ、人がそこの上で仕事ができますか。できないと思うのです。

だから、これには私の思いですけど、すごいマジックがあるのです。

例えば、ここの天井高が4メートルあったとします。4メートル。先ほど、病院の天井高は2.6メートルですから、何平米という数字が出ますけれど、仮に、天井高が4メートルあったら、一人当たり2.5平米あればいいということになるのですよ。1坪もない。机を置いて、自分が座って、隣同士1坪もないところに、そのほかに通路も必要です。

通路関係を言いますと、薄ら覚えで申し訳ないのですが、壁から1.2メートル開けたほうが、作業環境には適しているよねと、以上ですよ。という推奨する値もありますし、机同士が真向かいに座った場合、背中同士になった場合は1.8メートル以上隙間があったほうがいいですよ。どう考えても現状はそうならないと思うところであります。

答弁書では、事務室全体の配置を見直し、できるだけ余裕のある執務環境づくりをしたい、まさしくこのとおりだと思います。

先ほど言った空間のことを、専門用語では空気の気、面積の積、体積のことなのです、空間の。ですから、そのような備品等のことも考慮して、町長、速やかに判断を下していただきたい。

片づけるものは片づけるということで、御理解願えるでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、部屋の大きさの考え方について、言葉足らずで皆さんが理解しづらい部分を補足いただいたことは、感謝したいと思っております。

先ほど、行ってくださいよという話の中で、現実に私もいつも行くたびに、手狭というよりも片づけましょうという話をしています。

ですから、一つの考え方とすれば、今、必要であるかないか、物の片づけをして、例えば、固定ロッカーの位置なども別なところにできないかということ。それから什

器、役場は一体型にして、それによってもう少し整理をするとか。

最後は、これは皆さんから意見をいただいていますけれど、いっそのこと部屋を増築したらどうだという話等、指示を出しています。

今、具体的に片づけるということは、什器の置き方も含めてやるということで、事務長から報告をいただいておりますので、またその状況を見た中で、いろいろ指示を出していきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） よろしくお願ひしたいという言葉は余り使いたくないのですけれども、町長、ほかの項目でも同じことをお聞かせ願うことになるのですが、きちんとこのような形でこうやりなさいというぐらいの指示。

よろしいですか。職員さんたちは、決まり、原則の中で自分の意見をまとめるところまではできますが、発信していいものかどうかという迷いが生じます。

例えば、事務長に対して、議会で聞かれたからこう答弁してあるし、そのとおりになるように、全権委任するからお前の責任でやれと、答えを持ってこいと、部下を信用して。もともと疑うつもりではないけれども、遠慮させないで、忌憚ない意見を述べさせるという意味で、全権委任するぐらいのつもりで指示を出してくださいよ。

これは一方的な話で、議論というところまでになりませんので、2項目めに移ります。

峠の湯びほろのRVの話です。

町長、もうオープンして5年ですか。

実は、日にちは定かではないのですが、小学校が夏休みに入ったときぐらいだったか、朝早くに峠の湯でRVの方2人にインタビューと言ったほうがいいのか、お話を聞かせていただきました。「美幌のはどうですか」と言うと「がっかりしました、私

はもう寄りません」と。四、五台と言っているのか、4家族、5家族と言ったほうがいいのか、少し言葉に詰まるのですが、もう来ませんとはっきり言われました。がっかりしたのは事実です。

その理由はということで、もう少し話を詰めさせていただきました。最初に質問させていただいたように、トイレも遠い、洗面所も遠い、来てもゆったりする、ゆったりというかバーベキューが正式にできる場所もない、子供を連れてきても遊ぶ手段というか遊具も何もない。

RV運転手の相棒として、犬を乗せている方も一人いらっしゃいましたので、お聞きしました。特別禁止とは書いていなかったけれど、歩かせるわけにもいかない。わんこのことですよ、御犬様のことです。

あの人たちは正直に答えたと、私は思っています。

RVの計画、私は4年間不在でしたので、薄ら覚えで悪いのですが、実は、みどりの村のところでRVの計画があったかのように記憶しております。

でも、そちらの方面ではなかなか実現に結びつかない、現状はないわけですから実現できなくて、思いとして峠の湯まで持ってきたのだと思います。

先ほどのRVの方々、美幌の峠の湯のRVだと、やはり期待感、ほかのRVの駐車場ではなくて、温泉付だというのが一つの捉え方として、喜びを持ってきた。しかし、訪れても、そのあとの設備を見たときにがっかりした、もう来ませんと。

町長、今後を考えていくような答弁です。言葉はきついようですが、やるのであったらもたもたしないでやってはいかがですか。ほかの町村も、美幌ばかりではないのですよ。

おととい、昨日の答弁の中で、移住者も含めて交流人口、交流人口といったら大げさですが、交流なさっている方も美幌は人がいいねと、人の判断というのはいろ

いろいろな判断があるのです。自分の都合のいい対応をとってもらいたい町だ、いい人だなのです。自分の思っていることに対して対応がされなかったら、悪い人、悪い場所なのです。私は思うのです。そのように私は思うのです。

どうでしょうか、町長。いろいろな質問を受けて、いろいろな予算もかかる中でも、めり張りのついた予算執行があっていると思う。そして、だらだらだらだらしないで、一発、仕上げてはどうでしょうか。それも美幌町の売りとして、どうでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 背中を押していただく御意見をいただいて、感謝しております。

本来、峠の湯のRVパークの部分については、それをつくった経過を今ここで御説明する時間がもったいない、御迷惑をかけるのでしません。

つくったときからトイレが遠いと、今、御指摘を受けたとおりでございます。ただ、敷地幅とか全体の部分で、皆さんが希望するものをつくれるかどうかは別として、トイレは反対の端まで行かなければいけないということについては、しっかりつくるように指示を出しております。

この辺がどのように整理できるかということで、より具体的に示せるのかなと思っております。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） くどいようでありますけれども、今トイレに限って言われたのは、町長のお言葉どおりだと思います。

来ても子供の遊ぶ場もない、飯食う場も、中の食堂という意味ではないですよ、外で軽くバーベキューなど気兼ねなくできる場所もない、わんこが遊ぶ場所もない、これでは売りにならないですよ。

指示するならトイレとともに、そのようなことも検討してと。私は、町長に背中どころか、押し付けたくらいです、前に進めと。手後れになる。もう手後れだと思うけれど、まだ間に合う。

美幌の売りをつくりましょうよ。

もう一度、答弁をお願いします。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） RVパークということで、RVの駐車スペースをつくったというのは、今、吉住議員が言われたとおりの部分もあるのですけれども、もともと、当時の流れとしては、敷地の中で泊まれる場所を明確につくる必要があるよということで、つくらせてもらいました。

ですから、今おっしゃったように、売りとして足りないものはたくさんあることを前提でつくっています。

逆に言うと、来られた人に、ここを自由に使えるというお話はしていただいているとは思っていますし、例えば、犬を連れの方が散歩させたいというのであれば、多分、管理者に言って犬を散歩させますよということに対して、それは駄目ですよという話はないと思います。

ただ、それを自由にするというのであればネットを張ってとか、その改善というのは、私が今、一つ一つ指示を出さなくても、管理しているところ、それから担当が判断できる範囲ではないかなと、私は思っています。

ですから、私が今お話したのは、その中でお金がかかって、一つの判断をしなければいけないというものに対して、このことをきちんと考えてほしいということは指示していますよというだけでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 峠の湯、建物、敷地を含めて、あれは美幌町の土地であり建物、所有権という意味ですよ。

本来は、行政が管理すべきで、過去には管理して、余分なことを言うと言われますので言いませけれども、本来は、職員含めてやるべき話だと私は思っています。

簡単に言えば、人手不足も含めて、管理業務を委託しているのですよね。そうであるとするならば、方針というのは美幌町が決めていいのではないのですか。

それに対して、それを管理している方々の反応で管理できないのか、そこまではできませんというのか。そしたら、次の手として、できないならできる人に公募をかけるとか、いろいろな考え方ができると思いますので、ぜひとも研究してほしい。

時間がないからまた改めて12月にやりますけれど、次、ドローンについて。

去年の6月、法改正がありました。それは、手厳しい法改正です。なぜか。

不幸なことですけれども、ウクライナとロシアの戦争と言っていいのでしょうか、勃発して、ドローンという呼び名の無人機が相当な影響力、法律というのはそれを取って、制限を加えてくるのです。

無人機ですから、このような言葉は使ってははいけませんけれども、無人機に何かを積んで特攻、今は特攻というのでしょうか、何というのでしょうか、それを制限するために、無人機の制限という意味で。

本体というのは自動車でいえば車両、総重量という話をしたいのです。燃料込みの総重量という言葉を使わせてもらいます。無人機ですからパイロットはもちろん乗っていません。ドローンに限っては電池が多いのですけれども、電池含めて100グラム以上の規制がかかってしまったのですね。卵1個が60グラムから70グラムとよく言われています。総重量が卵1個、1個半の重さがあると、相当厳しい制限が加わったことは、当然、町長も御存じだと思います。

さらに、美幌町は、ある意味では特殊な場所であります。

答弁書にある特定地域には飛ばさないということに対して異論があります。特定地域といっても、飛行場の近くということを考えますと、進入角度、範囲2万メートル以上も先の高さを計算した場合に、2万メートルという20キロメートル先ですよ。私の拙い計算によれば、150メートル以上は上げられないのですよ。

飛行場に近づけば近づくほど、進入角度ですから、滑走路に向かって、単純に150メートル以上飛ばさないから要らないのだということにはならないのですよ。

きちんと法改正をもう一度、おさらいしていただけないでしょうか。

これも先ほど言ったウクライナの戦争の影響、あおりです。

それから自衛隊施設。敷地境界から300メートル以内は、直立で進入できない、これも明確にうたわれています。

今、そのような戦争ばかりではないのですが、目に見えないバリアが張ってあります。簡単に言えば、無人機の電波を遮断する。登録を受けた機体は許可、許可を受けていない機体は自動的に墜落するようになっています。

そのことを考えていくと、去年6月の法改正からかなり離れた思いの答弁書かなと思いますので、いま一度、おさらいをしていただきたい。

飛行場の進入路、極端に言えば150メートル飛ばそうと思うと20キロ先から制限を受けているということですよ。

そのようなことがあって、一つ一つ言う時間が足りませんから。

それから免許のことです。

美幌町にはありがたい組織があります。陸上自衛隊美幌駐屯地という組織であります。

ありがたいというのはこのようなことです。国家の費用で、定年退職が間近い人の再就職のために、その人の免許とか、技能を高めるための支出という関係で、ドロー

ンも一つの項目に入っているということ
を、援護をしている方から直接お聞きして
いるところであります。

美幌はもちろん、自衛隊に対して再雇
用、退職後の雇用という意味でしていると
ころでありますから、日本一、友好関係に
ある自衛隊に対しても、ドローンの免許を
持っている人を優先して使いたい、そのよ
うに発信するのも手かなと思っています。

その辺は一方的な話でありますので、先
ほど言った去年の法改正も含めて、十分に
知識の再確認と思いをお伝えしておきま
す。

町長、悪いけれど、自衛隊のことは相手
があることですから、私が言ったからとい
って即できない、返答もできないでしょう
から、その意味で即答できないと思います
ので、お答えはよろしいです。

次、4番目。ここですよ、私のメイン。
疲れました。

10年ほど前だったでしょうか。私は4
年間のブランクがありますので、薄ら覚え
と言いながらも、鮮明に覚えていることが
あります。

当時、教育長であった平野浩司さんが、
パークゴルフ場の予算ということで、休憩
室をつくりたいと見積りをもらって、議会
に予算要求した。そのときに、この予算は
おかしいぞと。これは、改めて精査して来
なかったと思いますが、私自身がしゃべっ
た言葉ですので、それを基にして思い起こ
した場合、当時、10年ほど前です。

平均という言葉は余り使いたくないので
すが、当時、人が住む住宅が坪35万円程
度だったと思います。それが、休憩所に直
すと坪70万円から80万円かかる。どん
な休憩所をつくるのだということで議会の
反対を受けて、新年度予算全体がストップ
する瀬戸際までいったことを思い出してお
ります。

そこで、本来の話に戻ります。そのとき
に、業者からもらった見積書が妥当なのか

どうかという準備もなくして、これは恥ず
かしいことではないかと、私は勝手に思っ
ています。行政内においても予算づけした
り、発注に当たって、しっかりした説明が
できる根拠をそろえるべきだと、その意味
でも改めて。

検査員の仕事、答弁書にあるとおりで
す。でも、各部局、ここだけの話ですけれ
ど、建設部以外では相当危うい積算の仕方
をしているのではないかなと危惧してい
る。これは空想ですけど、危うい積算が
あるのではないか。それはそうですよ、部
局の方は技術屋ではないから。業者がいい
悪いを言っているのではないです。業者が
持ってきた見積り自体がまともなのか、通
用する内容なのか、気兼ねなく相談できる
部署が必要でないかと私は思うところで
す。

時間がないからまとめて言います。

検査員は、過去の流れからいって、本
来、総務部付なのですよ。呼び方は時代
とともに変わったかもしれないけれども。

町長、これはどちらかというと副町長も
絡んでいるのかな。総務部の仕事をなぜ建
設部が。建設部の方は管理職ですから、自
分の部署でしっかり部下のやっていること
もチェックしながら、自分自身が持っている
仕事もやらなければいけない。総務部だ
けの都合で任命します。

今度、私ね、この例を話しながらこう思
うのですよ。例えば、町民生活部。3月、
4月、住民異動の激しいときに、総務部職
員で少し余裕のある方が2か月間、窓口業
務をやれという意味で、人を配置してはど
うですかと言いたくなってしまう。

だてに、建設だろうが、人の配置という
のは満杯でこなしていると私は思っていま
すし、さらに管理職は部下の指導も当たっ
ている。自分の部署でね。

現実、人手不足もあるでしょう、そのと
おりです。でも、このことによって、その
任についている方、いろいろな支障が出た

場合、どうするのですか。

ただ、病は気からという言葉も、この際使わせてもらいますけれど、人って我慢できるのですよね。評価をしてあげることです。例えば、総務部が本来、人を用意して、賃金を払って用意しなければいけないものを、他の部署にお願いして、仕事量を増やして、それであれば民間はどうしているのか。評価です。特別手当です。自分は忙しいけれども、そのようなことで自分が評価されると、手当てでね。きちんと人間が現れるまで頑張ってみようと、自分自身を奮い立たせることができると、私は思っているのです。でもそのこともない。

ただ、あなたは能力あるからと。能力とは、どちらかというと検査する能力・技術があるからしなさいだけでは駄目だと思うのです。これがまかり通るならば、先ほど言ったように私は、教育委員会に対しても、総務部に対しても、いろいろな部署に対しても、私から見るとあなたは能力あるから3月、4月は窓口業務をやつてと、そして職員定数を減らそうと、この論法が成り立ちますよ。

ただ、今いつとき、人がいない。そして評価してあげましょうよ。

それからもう1点。役職定年は60歳になったらすぐかな、60歳過ぎまであるのかな、その辺の言葉を選びますけれども、美幌町は再任用をしていますよね。

私の知っている方で、美幌町の職員を辞めたあと、東北のほうで課長という職をいただいて再雇用。再雇用でいいのかな。役所で雇用されるのですから、やはりそうでしょうね。そのような例もお聞きしています。

実は、過去の国保病院での出来事を言います。同級生である大村事務長が定年退職したときに、再任用として地域医療連携室長、多少の言葉の間違いがあつたら許してください、課長職としてやっているのです。行政で調べてください。これは私の思

いですから。

本来は役職定年、日本全国、東北に行つた方も課長職で任用になった。美幌町でもこの例がある。やり方によっては、何なら条例でうたってあげればいいのですよ。

それからもう一つ。

再任用の方にそのようなことをつけることによって、能力があつた人を失わなくていいのではないかということも言いたいのですよ。そこへは知恵の出どころではないのですか。

再任用の方に役職を与えない。あえて言えば、この検査員は、どちらかという技術系であり、少し言葉はおかしいのですけれど、一人親方みたいな立場だと思うのです。

人がいないいいいではなくて、工夫次第で知恵を絞れば、実際、過去に美幌町もやった、ほかの市でもやったという例を見たら、条例整備等も必要であれば条例整備もして、対応はできるのではないかな。実例が美幌町でもあるのですから。

その辺を町長、お願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） このいろいろなお話については、いろいろ御説明したいことはあるのですが、時間の関係であえてこれ以上、私は言いませんけれども、私の立場で一つだけ。

これは、議員にというよりも職員に対してのおわびですが、町長として本来必要とする職員、技術職員等がしっかり確保できていない、このことに対しては、私としての責任であります。

このことについては、職員皆さんにおわびをして、これからも、必要とする職員の確保のために、最大限努力したいと考えております。

以上であります。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） ところで、各部

署での予算計上。

皆さんも多分、タブレットで見ていると思いますが、答弁書の3ページ目、紙でいえば中段の下「行政側による過度な労力・時間とならないよう配慮して」と、これは行政側のことだけを言っている答弁なのか。私は甚だ疑問なのですよ。

頼まれた会社は労務者を雇って、金の支出があつて、そしたら今後、建設部が発注する工事、コンサルの担当にかけますよね。かける必要なくなりますよね。業者に頼んでこのとおりにやりたいのだ、測量してこい、数量を出してこい、この答弁ではなかなか納得いきません。

時間が迫ってきましたので、これは12月に続けてやります。

時間があるませんので、納得したという意味ではなくて、最後の5項目め。

町長、一言。みんな、町民はあなたに会いたいのです。コロナのこともあつて、会えない時期があつた。その中で、町長の顔を見たい人、町長の耳で聞いてもらいたいと思う人、たくさんいるのです。

部下よりもあなた一人で解決できる心のケアもありますので、ぜひとも、町民が会える場を多くつくっていただきたい。

終わります。

○議長（戸澤義典君） これで、10番吉住博幸さんの一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は14時45分とします。

午後2時30分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（戸澤義典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第3 選挙第4号

○議長（戸澤義典君） 日程第3 選挙第4号美幌町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、早田眞二さん、横山直樹さん、石川真里子さん、寺田義博さん、以上4名の方を指名します。

次に、選挙管理委員補充員には、指名順位を補充の順序といたしまして、高崎義明さん、和田隆さん、新庄香さん、工藤伸さん、以上4名の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方々を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙管理委員にはただいま指名しました、早田眞二さん、横山直樹さん、石川真里子さん、寺田義博さん、以上4名の方が、選挙管理委員補充員には、高崎義明さん、和田隆さん、新庄香さん、工藤伸さん、以上4名の方が当選されました。

◎日程第4 承認第6号

○議長（戸澤義典君） 日程第4 承認第

6号専決処分承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二君） 議案書9ページになります。

承認第6号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

10ページをお開き願います。

専決処分書。

令和5年度美幌町一般会計補正予算（第4号）について、7月13日発生の大雨による災害復旧のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日は、令和5年7月14日付であります。

専決内容について御説明いたしますので、11ページを御覧ください。

令和5年度美幌町一般会計補正予算（第4号）。

令和5年度美幌町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,619万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億1,055万3,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、20ページ、21ページをお開き願います。

3、歳出。

今回の災害復旧に係る経費につきましては、町の単独費で修繕を行うものをそれぞれ6款農林水産業費及び8款土木費で、補助金や地方債を活用するものを14款災害復旧費として計上し区分してございます。

6款農林水産業費、1項、6目農地費、3、団体営土地改良事業費の増のうち修繕料100万円は、国営福住土地改良事業によって造成された福豊川幹線排水路の河岸崩落箇所を、国との管理委託協定に基づき町が応急修繕を実施するものでございます。

その下、負担金、多面的機能緊急確保負担金1,497万2,000円は、多面的機能支払交付金活動組織により、緊急的に実施した排水路等の修繕などに要した経費に対する負担金を支出するものです。

なお、この負担金の額につきましては、美幌広域協定運営委員会からの請求に基づき、必要な経費を計上してございます。

8款土木費、2項、2目道路橋梁維持費、1、道路橋梁維持管理事業費の増のうち修繕料335万円は、直営による実施を含む町道57か所の復旧にかかる費用でございます。

その下、業務等委託料及び自動車借上料につきましては、道路側溝清掃のための費用となります。

その下、原材料費522万6,000円は、災害復旧に係る砂利等の購入費用になります。

3項河川費、1目河川総務費、1、河川維持管理事業費の増のうち修繕料100万円は、直営による実施を含む河川4か所の復旧にかかる費用です。

その下、自動車等借上料500万円は、田中・美禽川の法面流出に係る堆積物撤去のための重機等の借上料です。

14款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農地災害復旧費、1、農地災害復旧事業のうち修繕料50万円は、福住地区農地崩落箇所に係る応急修繕のための費用です。

その下、業務等委託料180万円と実施設計等委託料320万円も、農地崩落箇所の農地災害復旧事業に係る災害査定資料作成等の費用となります。

次に、２２ページ、２３ページをお開きください。

２項公共土木施設災害復旧費、１目道路橋梁災害復旧費、１、道路橋梁災害復旧事業のうち修繕料４,６５１万６,０００円は、町道９路線に係る修繕料で、単独災害復旧事業による実施を予定しているものでございます。

その下、実施設計等委託料、第８７５号道路災害復旧調査設計委託料２４７万５,０００円、及びその下、第８７５号道路災害復旧工事１,６００万円は、国庫補助事業により実施を予定している豊富地区第８７５号道路の陥没による災害復旧のためのそれぞれ調査設計費及び工事請負費となります。

なお、工事概要につきましては、後ほど参考資料により建設部から御説明申し上げます。

２目河川災害復旧費、１、河川災害復旧事業、修繕料１０４万５,０００円は、女満別川及び田中川の法面流出の復旧費用です。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、１８ページ、１９ページをお戻りください。

２１款繰越金、前年度繰越金の増、１億１,６１９万７,０００円は、今回の補正予算の財源として前年度繰越金を充当するものでございます。

なお、今回の災害復旧に係る補助金及び地方債等の歳入につきましては、対象経費の精査を行う必要があったことから、全額繰越金を充当し、このあとに御提案いたします一般会計補正予算（第５号）にて計上してございますので、申し添えます。

以上、承認第６号専決処分の承認について御説明を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 建設部長。

○建設部長（遠國 求君） 承認第６号専決処分に係る災害復旧事業について御説明

をいたしますので、参考資料の２ページをお開き願います。

資料１、承認第６号関係。

道路橋梁災害復旧事業でございます。

地図番号１、第８７５号道路災害復旧工事。場所につきましては、下段の工事概要に記載のとおり、地区は豊富で、地番は１２２番地１地先、松浦様圃場入り口から再延長４６．０メートルの町道の災害復旧であります。

工事費は１,６００万円を計上しており、財源は国庫補助金として公共土木施設災害復旧事業補助金、補助率５分の４、補助残は公共土木施設災害復旧事業債で充当率が１００％、後年度の元利償還金のうち９５％が交付税措置されるものを活用する予定であります。

以上、道路橋梁災害復旧事業について御説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第６号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第５ 承認第７号

○議長（戸澤義典君） 日程第５ 承認第７号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議案書２４

ページになります。

承認第7号専決処分の承認について御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3条の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案書の25ページ、専決処分書になります。

令和5年度美幌町病院事業会計補正予算（第2号）について、給水設備の故障に伴う緊急対応及び機器更新のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日は、令和5年7月18日でございます。

専決の内容について御説明申し上げますので、議案書の27ページをお開きください。

令和5年度美幌町病院事業会計補正予算（第2号）。

総則第1条、令和5年度美幌町の病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条の収益的支出の補正につきましては、実施計画書及び説明書で御説明申し上げますので、28ページ、29ページを御覧ください。

収益的支出の補正であります。

医業費用、経費の修繕費、施設等設備修繕料657万8,000円の増額は、病院内に給水を行うための自動給水装置の故障による装置更新のための費用と、今後の事故発生等における給水停止の緊急避難対策として、臨時的に直圧給水が可能となるよう外部からの給水管を分岐し、内部給水管に直結するバイパス配管を設けるための費用を計上するものでございます。

まず、故障した自動給水装置ですが、平成12年の病院改築当時から使用しているもので、稼働開始から23年が経過しているものでございます。

故障箇所は、2系列の給水ポンプの運転制御を行うインバーター部分について経年劣化により故障が発生したもので、今回の故障により、2系列あるポンプのうち1系列しか稼働しておらず、ポンプへの負荷が高まっていることや、ポンプ自体も耐用年数を超えていることから、ポンプを含めた装置全体の更新を行うものです。

しかし、装置の製作・納期までに五、六か月を要することから、今回、専決処分により早期発注を行うものでございます。

また、緊急避難のためのバイパス配管につきましては既に工事を終えており、8月28日に完了しているところでございます。

その下、手数料の設計審査及び工事検査手数料2万4,000円につきましては、バイパス配管設置に伴う美幌町水道事業による設計審査及び検査に係る手数料を計上するものでございます。

以上、御説明いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第7号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第6 同意第6号

○議長（戸澤義典君） 日程第6 同意第6号美幌町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（平野浩司君） 議案38ページで
ございます。

同意第6号美幌町教育委員会委員の任命
について御説明申し上げます。

本町教育委員会委員大沼美紀氏は、令和
5年9月28日をもって任期満了となるの
で、次の者を任命いたしたく、地方教育行
政の組織及び運営に関する法律第4条第2
項の規定により、議会の同意を求めるもの
でございます。

氏名、大沼美紀氏。

住所、生年月日につきましては、議案に
記載のとおりでございます。

以上、御説明いたしました。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行
います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めま
す。

これから、同意第6号美幌町教育委員会
委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成
の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決さ
れました。

◎日程第7 同意第7号

○議長（戸澤義典君） 日程第7 同意第
7号美幌町職員懲戒審査委員会委員の任命
についてを議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平野浩司君） 議案39ページで
ございます。

同意第7号美幌町職員懲戒審査委員会委
員の任命について御説明申し上げます。

本町職員懲戒審査委員会委員森一也氏、

久山祥子氏、小室保男氏は、令和5年9月
29日をもって任期満了となるので、次の
者を任命いたしたく、地方自治法施行規程
第16条第5項の規定により、議会の同意
を求めるものでございます。

氏名、森一也氏。

住所、生年月日については、議案に記載
のとおりでございます。

氏名、久山祥子氏。

住所、生年月日につきましては、議案に
記載のとおりでございます。

氏名、那須清二氏。

住所、生年月日につきましては、議案に
記載のとおりでございます。

以上、御説明いたしました。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行
います。

13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） この任命につい
て、とやかく言うつもりはありません。私
は同意するつもりであります。

ただ、この二、三年の間に審査委員会が
1度か2度か開かれたのか。また、時期と
いうか、曜日的に平日に行われるのか、土
曜日に行われるのか、日曜日に行われるの
か。

仕事を持っておられる方だと思いますの
で、その辺の仕事に対して不都合が起きて
いないのか。もし、審議会をやればです
よ。そのようなことに影響がないのかどう
かをお伺いしたいのですけれども。

○議長（戸澤義典君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） この職員懲戒審
査委員会につきましては、普通の一般職の
懲戒審査委員会ではなくて、特別職に対する
懲戒審査委員会でございますので、ここ数
年というか、開催された実績はありません
ので、御理解いただきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はあり
ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで質疑を終わります。

これから、同意第7号美幌町職員懲戒審査委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本件は同意することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（戸澤義典君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午後3時6分 散会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員